

第8期

京都市民長寿すこやかプラン(案)

京都市高齢者保健福祉計画
京都市介護保険事業計画

(令和3年度～5年度)

中間報告

詳細版

令和3年1月



京都市

目 次

第 1 章	はじめに	1
1	プランの目的	
2	プランの計画期間	
3	プランの位置付け	
第 2 章	高齢者を取り巻く状況	4
1	統計からみる状況	
2	介護保険事業からみる状況	
3	アンケート調査からみる状況	
4	令和 3 年度の介護保険制度改正の状況	
第 3 章	第 7 期プランの取組状況	18
第 4 章	第 8 期プランの計画体系	23
1	プランの考え方	
2	プランの構成	
3	第 8 期プラン策定にあたっての課題と方向性	
第 5 章	第 8 期プランの重点取組ごとの主な施策・事業	31
	重点取組 1 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進	
	重点取組 2 地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進	
	重点取組 3 住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保と支援の充実	
第 6 章	介護サービス量の推計	58
参考 1	第 1 号被保険者の介護保険料	
参考 2	用語解説	

第1章 はじめに

1 プランの目的

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）」（※1）と、介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」（※2）の2つの計画を一体的に策定するものです。

※1 老人福祉法第20条の8により、市町村における策定が義務付けられているもので、元気な高齢者への健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめ、寝たきりや認知症、要介護状態になることを予防するサービスの提供、さらには要介護高齢者への介護サービスの提供など、本市に暮らす高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めることとされています。

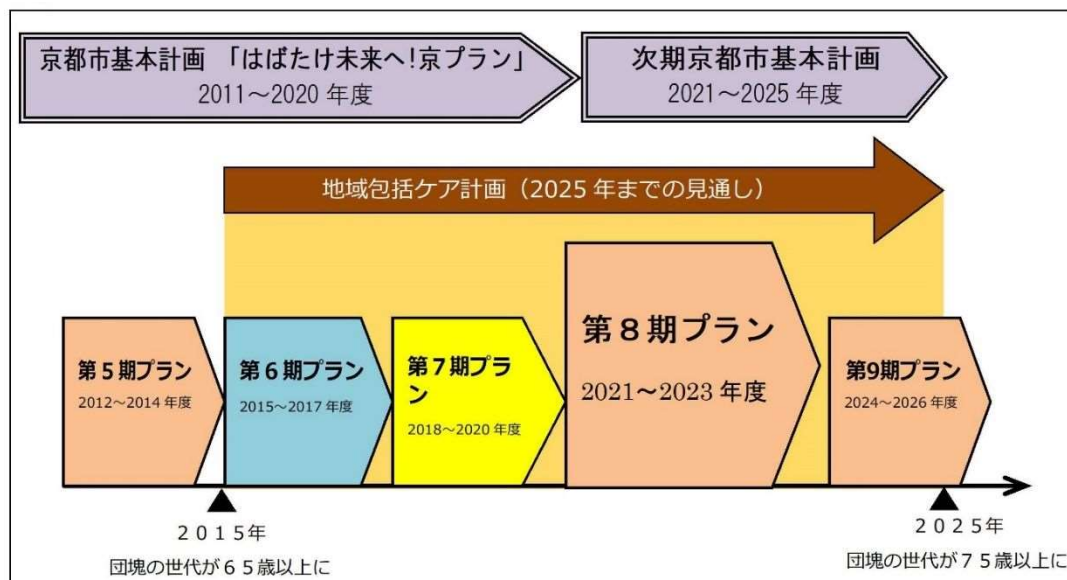
※2 介護保険法第117条により、市町村における策定が義務付けられているもので、地域における介護保険サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

2 プランの計画期間

第8期プランの計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

「京都市民長寿すこやかプラン」は、第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めています。

第8期プランにおいては、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、2025年、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者がピークを迎える一方、現役世代人口が急激に減少する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。

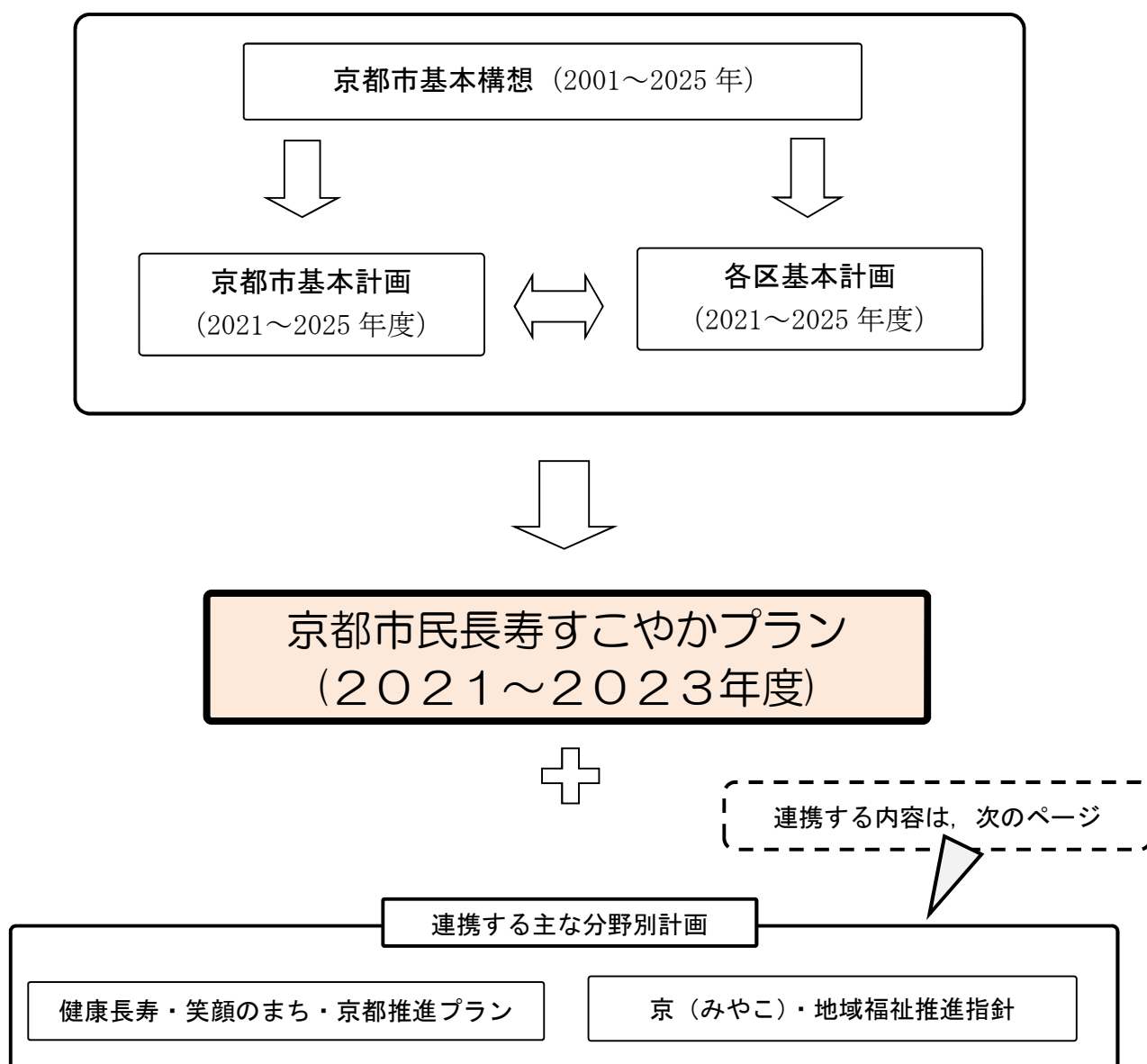


3 プランの位置付け

本市では、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想である「京都市基本構想」(2001年から25年間)の具体化のため、「京都市基本計画」(2011年から10年間)を策定し、誰一人取り残さない(持続可能な開発目標(SDGs))社会、レジリエンス(しなやかな回復力)のある社会の実現に向けて取り組んできました。

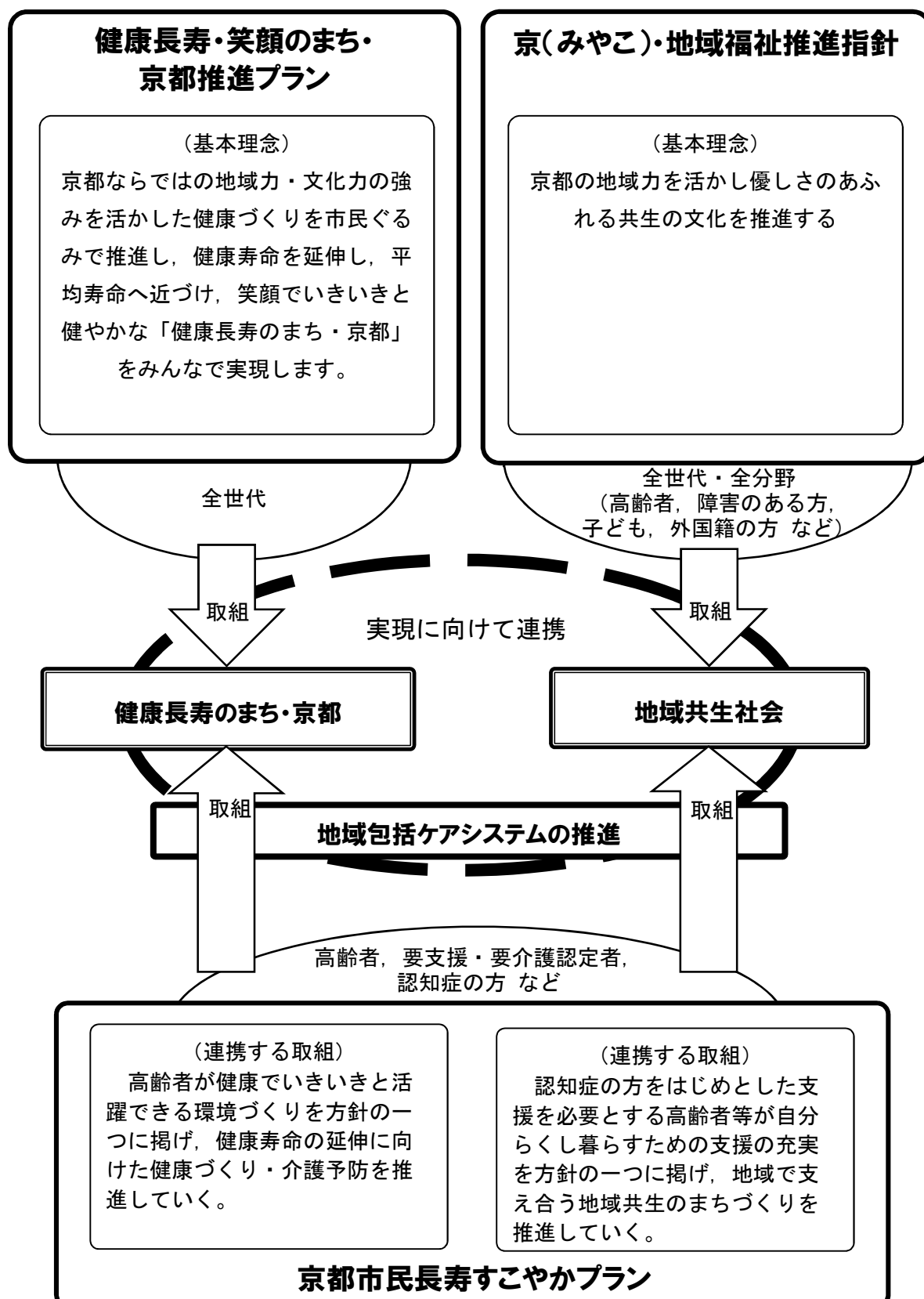
また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、基本構想の残り5年間を計画期間(2021年から2025年)とする新たな基本計画を策定しました。

「京都市民長寿すこやかプラン」は、この基本計画の分野別計画の一つとして策定し、関連する各分野別計画(健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン, 京(みやこ)・地域福祉推進指針等)との十分な連携の下に、地域包括ケアシステムの推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて、プランに掲げた取組を推進していきます。



連携する主な分野別計画のうち、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」とは、主に高齢者における「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた健康づくりや健康づくりを支える環境づくりにおいて連携を図ります。

また、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」とは、地域共生社会の実現に向け、住民同士の支え合い活動の促進や、多様な主体が協働する仕組みづくり、行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化の取組と連携を図ります。



第2章 高齢者を取り巻く状況

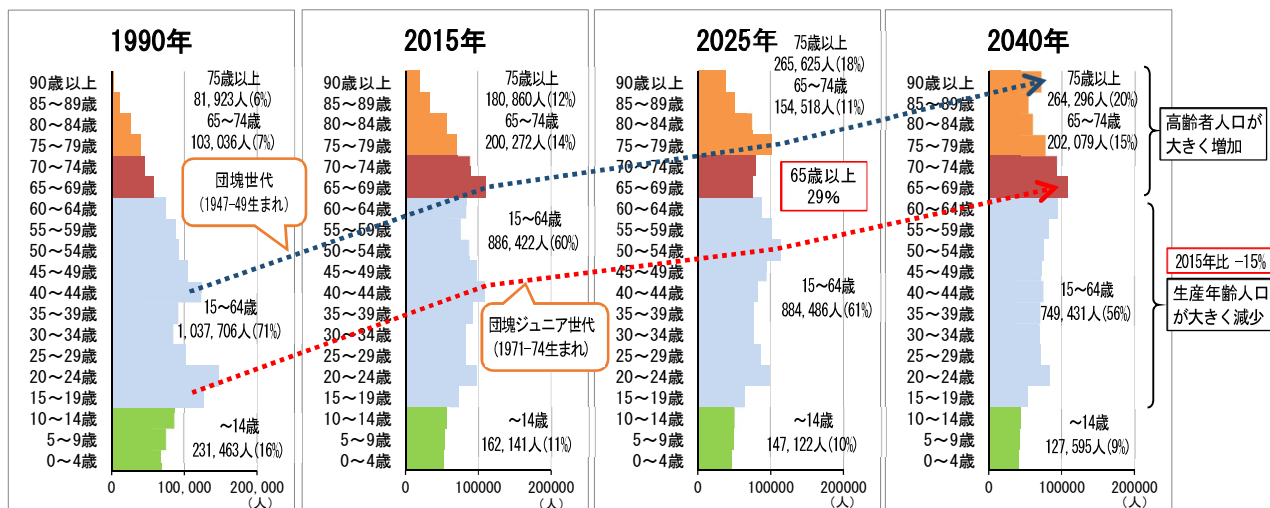
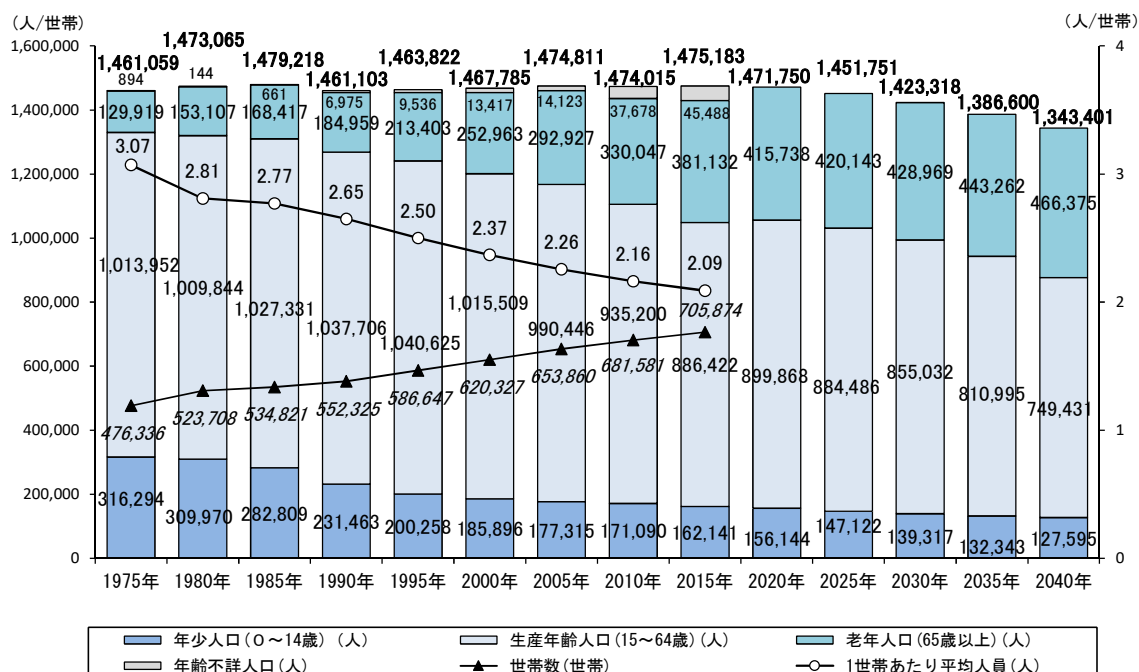
1 統計からみる状況

(1) 本市の総人口及び高齢化率等の推移と今後の推計

本市の総人口は、2015年以降減少に転じますが、高齢者人口は増加し続けます。

「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、高齢者人口が42万人、高齢化率が29%となる見込みです。また、75歳以上の方の割合が上昇し、市民5人に1人が後期高齢者となる見込みです。

また、2040年には、生産年齢人口が減少し、約1.6人の現役世代で1人の高齢者を支える社会となる見込みです。



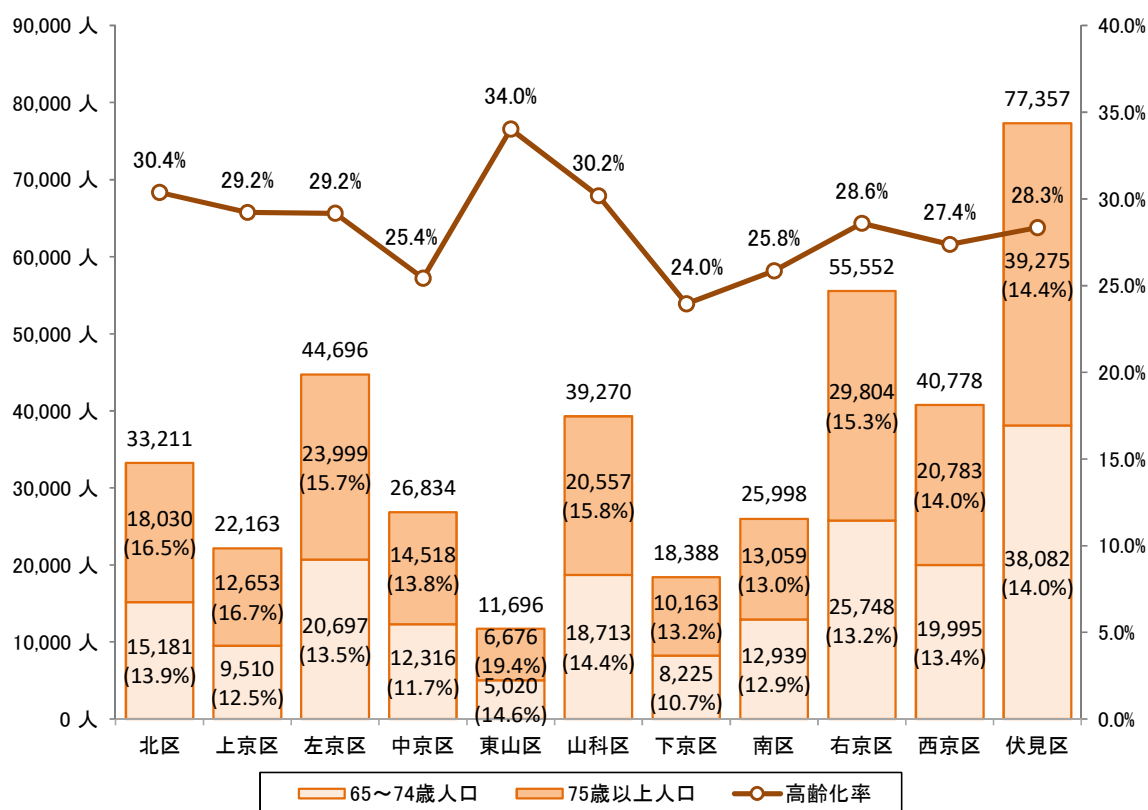
資料：国勢調査（2015年まで）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（2025年以降）

(2) 行政区別の高齢者人口及び高齢化率の推移（２０２０年１０月）

２０２０年において、高齢化率はすべての行政区で２４％を超えており、最も高いのは東山区（３４．０％）で、次いで高い北区（３０．４％）よりも３．６ポイント高くなっています。一方、高齢化率が最も低いのは下京区で、次いで中京区の順となっています。

また、年齢階層で見ると、全ての区で「７５歳以上人口（後期高齢者）」が「６５～７４歳人口（前期高齢者）」を上回っています。



※ 資料：京都市総合企画局情報化推進室統計解析担当（２０２０年１０月１日）

※ （ ）内は年齢階層ごとの各区総人口に占める割合

(3) 全市の一般世帯及び高齢者世帯数の推移と今後の推計

本市の一般世帯数及び高齢者世帯数の推移を見ると、「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」は増加し続けており、2015年は255,859世帯、一般世帯数に占める割合は36.3%となっています。

「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」の内訳の推移を見ると、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」、「親と子のみの世帯」の増加が見られる一方、「三世帯世帯」は大幅に減少しています。

(世帯)

		1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
一般世帯数		546,157	579,369	610,665	641,455	680,634	705,142
65歳以上の世帯員のいる一般世帯	世帯数	135,264	153,209	178,731	201,924	224,635	255,859
	構成比	24.8%	26.4%	29.3%	31.5%	33.0%	36.3%
単身世帯	世帯数	29,616	37,737	51,198	60,714	70,738	86,310
	構成比	21.9%	24.6%	28.6%	30.1%	31.5%	33.7%
夫婦のみの世帯	世帯数	32,060	39,856	49,164	57,448	64,730	74,095
	構成比	23.7%	26.0%	27.5%	28.5%	28.8%	29.0%
親と子のみの世帯	世帯数	24,284	29,351	36,571	45,144	54,124	63,745
	構成比	18.0%	19.2%	20.5%	22.4%	24.1%	24.9%
三世帯世帯	世帯数	33,791	30,105	24,855	26,337	22,046	19,325
	構成比	25.0%	19.6%	13.9%	13.0%	9.8%	7.6%
その他の世帯	世帯数	15,513	16,160	16,943	12,281	12,997	12,384
	構成比	11.5%	10.5%	9.5%	6.1%	5.8%	4.8%
1世帯当たり平均人員		2.62人	2.47人	2.34人	2.24人	2.13人	2.05人

資料：国勢調査（2015年）

■ 本市におけるひとり暮らし高齢者世帯数の推移

2015年から2025年にかけて、本市におけるひとり暮らし高齢者世帯数は、8万6千世帯から11万1千世帯へと、28.6%増加すると推計されています。

	2015年	2025年	増加数(増加率)
京都市	8万6千世帯	11万1千世帯	2万5千世帯(28.6%)
全 国	592万7千世帯	751万2千世帯	158万4千世帯(21.1%)

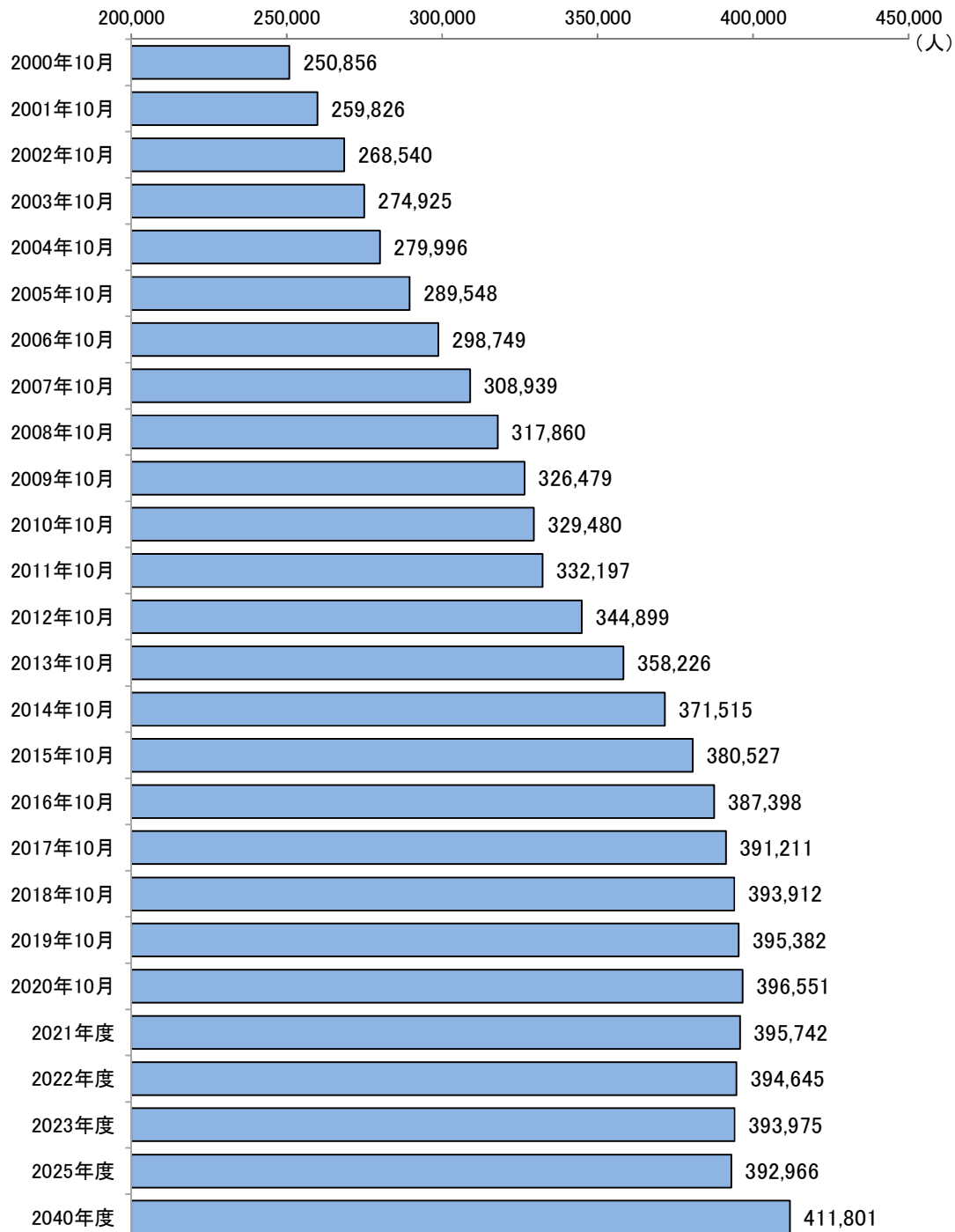
資料：京都市：2015年は国勢調査（2015年）、2025年は国勢調査（2015年）を基に京都市保健福祉局介護ケア推進課において推計

全 国：2015年は国勢調査（2015年）、2025年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018(平成30)年推計)」

2 介護保険事業からみる状況

(1) 第1号被保険者数の推移と今後の推計

本市の第1号被保険者数は、2020年10月現在で396,551人となっており、介護保険制度創設当初の2000年10月時点と比べ、約1.6倍となっています。

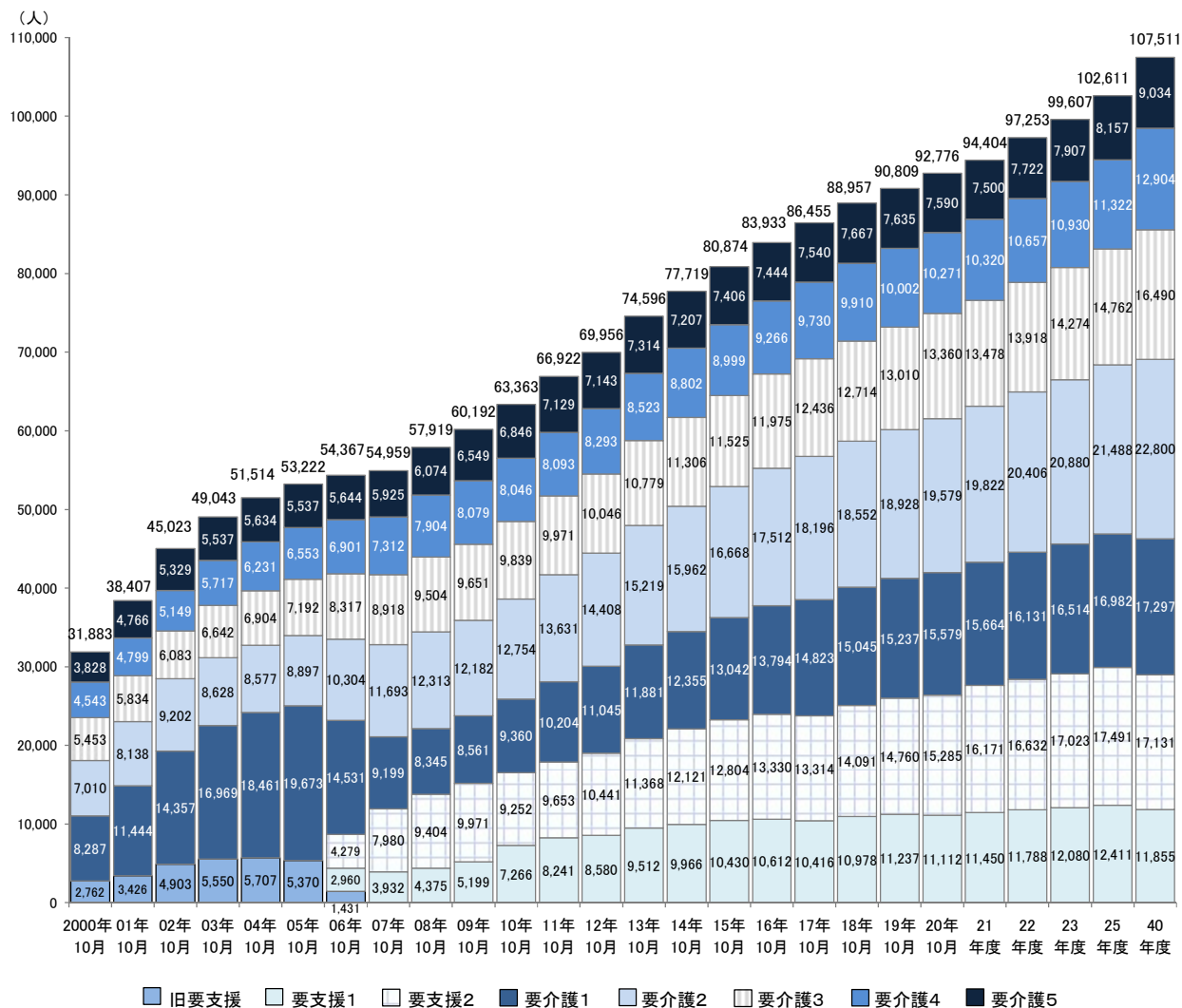


※ 第1号被保険者数は、住民基本台帳人口に基づき算出するため、第2章1(1)の65歳以上人口（4ページ）と一致しない。

(2) 要支援・要介護認定者数の推移と今後の推計

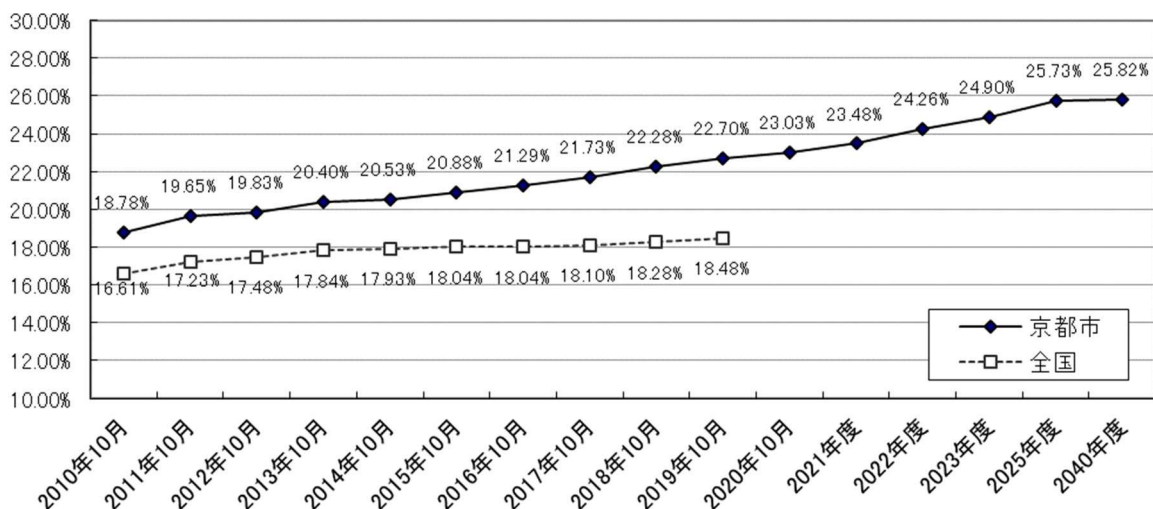
本市の要支援・要介護認定者数は、２０２０年１０月現在で９２，７７６人となっており、介護保険制度創設当初の２０００年１０月時点と比べ、約２．９倍となっています。

２０２５年には、要支援・要介護認定者数が１０万人を超える見込みです。



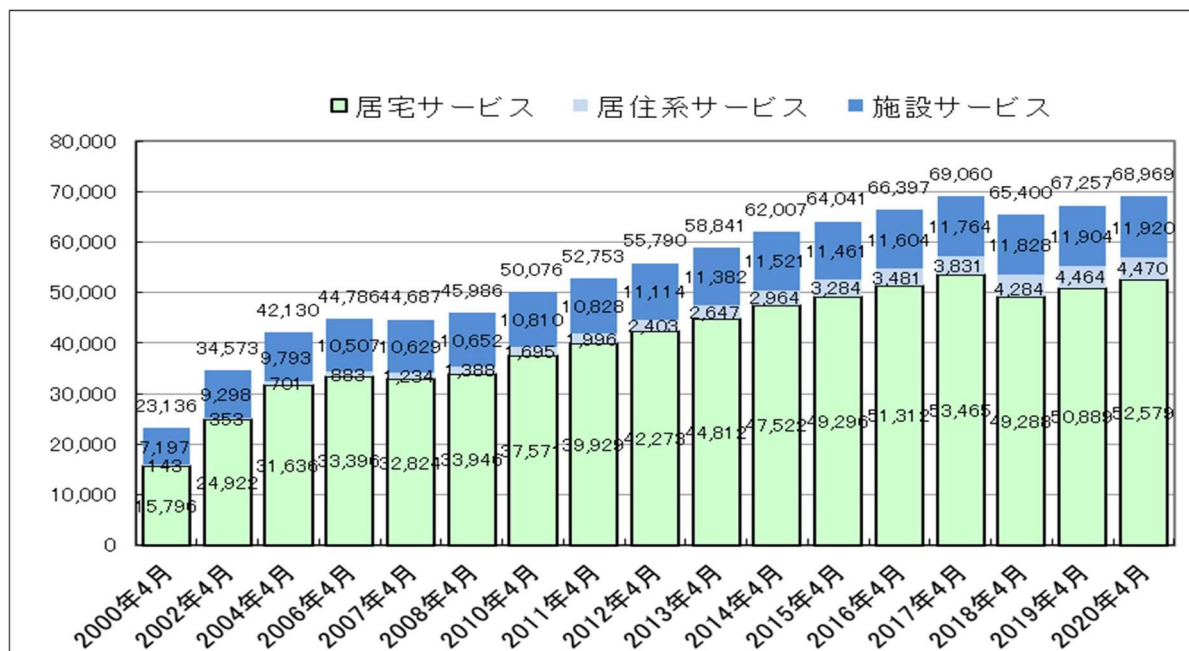
(3) 認定率の推移と今後の推計

第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率は、2020年10月現在で、23.03%となっています。



(4) 介護サービスの利用者数の推移

利用者数は、特に「居宅系サービス利用者数」及び「居住系サービス利用者数」の伸びが大きく、2000年4月と比べ、2020年4月の「居宅系サービス利用者数」については約3.3倍、「居住系サービス利用者数」については約31倍となっています。



《参考》

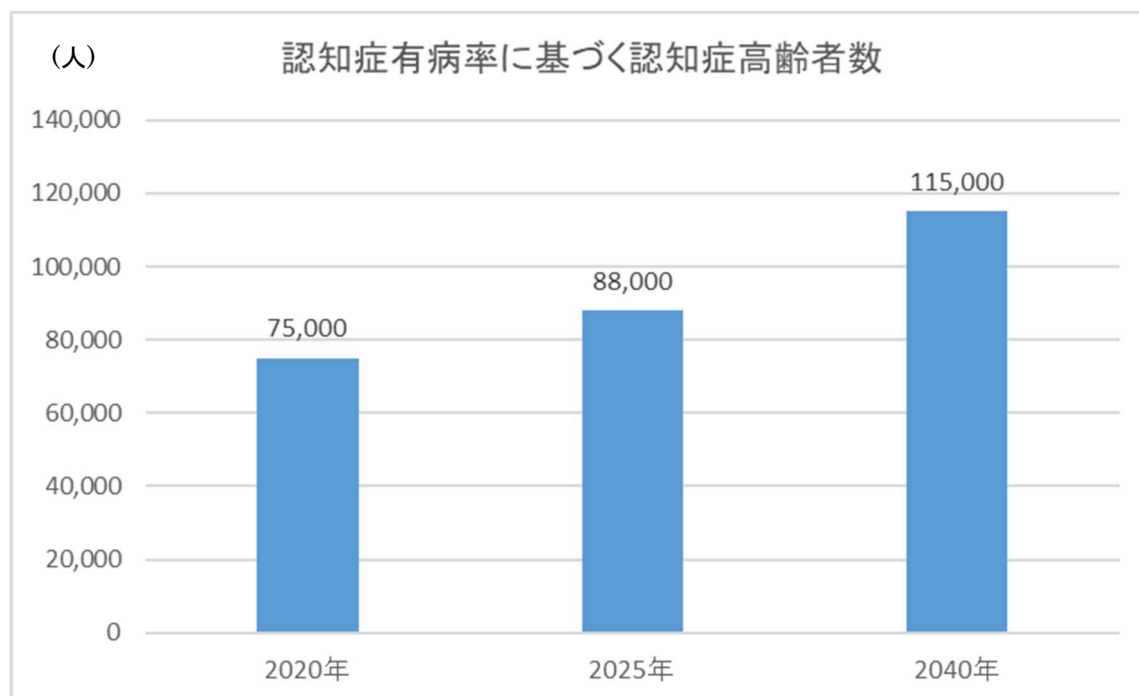
サービス種別	内容
居宅系サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）など、在宅で利用することができるサービス
居住系サービス	認知症高齢者グループホームなど、入居者が在宅に近い環境で受けることができるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など、施設に入所して受けることができるサービス

(5) 認知症高齢者数の推移と今後の推計

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（２０１４年度厚生労働科学特別研究事業）」による高齢者の年齢別認知症有病率（※）に基づく試算では、２０２５年の本市における認知症高齢者数は約８８，０００人と推計されます。

これは、日常生活圏域（市内７６地域・概ね中学校区）あたりに換算すると、約１，１６０人となります。

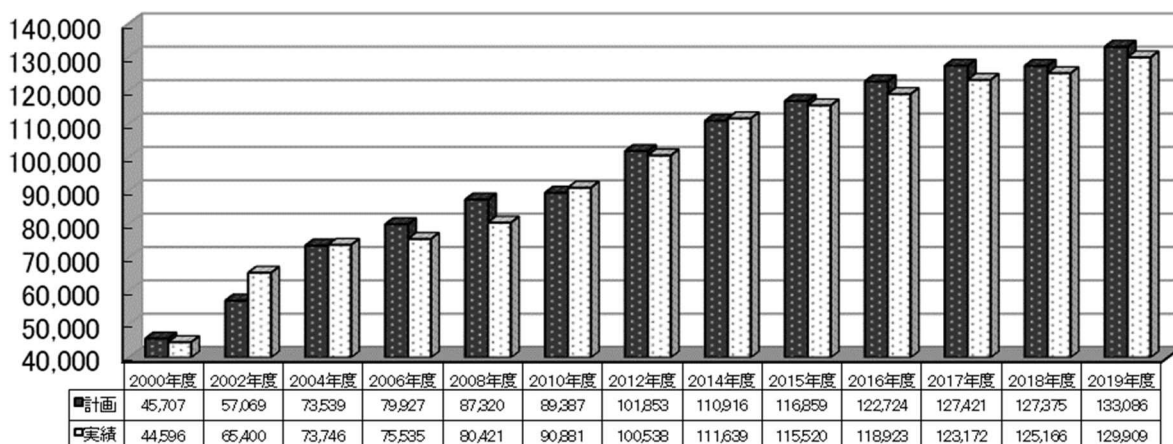
※ 認知症高齢者数の推計は、男女別に、５歳ごとの年齢階級別に推定された認知症有病率を用いています。（糖尿病等の影響により有病率が変化する推計に使用する有病率で算定しています。）



(6) 保険給付費の推移

本市の2019年度の保険給付費実績は、129,909百万円となっており、介護保険制度が始まった2000年度と比べ、約2.9倍となっています。

(百万円)



(7) 政令指定都市間の比較における本市の状況

本市は介護サービス利用者が多いため、第1号被保険者1人当たりの保険給付費は全国的にも高い状況にあります。平成30年度の保険給付費における政令指定都市（20市）間の比較によると、第2位となっています。

1 総人口に占める65歳以上の高齢者の割合	第5位
2 65歳以上人口に占める75歳以上の高齢者の割合	第2位
3 一般世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合	第5位
4 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合（認定率）	第3位
5 第1号被保険者1人当たりの保険給付費	第2位

※ 1～2は令和2年4月1日現在、3は2015年国勢調査、4は平成31年3月末現在、5は平成30年度決算比較。順位は割合や給付費が高い順

3 アンケート調査からみる状況

本市では、「京都市民長寿すこやかプラン」策定の基礎資料とするため、「すこやかアンケート（高齢者の生活と健康に関する調査等）及び介護サービス事業者に関するアンケート」を、3年ごとに実施しています。

■ 調査種別及び調査対象

種 別	調査対象
A 高齢者調査	○ 市内在住の65歳以上の方、14,700人 ○ 令和元年11月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出
B 若年者調査	○ 市内在住の40歳以上65歳未満の方、1,200人 ○ 令和元年11月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出
C 在宅介護実態調査 （本人向け、介護者向け）	○ 市内在住の介護保険制度の要介護（要支援）認定を受けている65歳以上の方、2,000人及びその介護者、2,000人 ○ 令和元年11月1日現在の住民基本台帳データのうち、令和元年7月に要介護（要支援）認定を受けている方から無作為抽出
D 介護サービス事業者調査	○ 京都市内でサービスを提供する介護サービス事業者、3,089事業者（全数）

■ 調査期間

A 高齢者調査、B 若年者調査、C 在宅介護実態調査

令和元年11月25日（月）～令和元年12月25日（水）

D 介護サービス事業者調査

令和元年11月25日（月）～令和2年1月9日（木）

■ 回収結果

種 別		配付枚数	有効回収数	有効回収率
A	高齢者調査	14,700 通	8,250 通	56.1%
B	若年者調査	1,200 通	492 通	41.0%
C	在宅介護実態調査	2,000 通	1,043 通	52.2%
	本人向け 介護者向け	2,000 通	795 通	39.8%
D	介護サービス事業者アンケート調査	3,089 通	1,862 通	60.3%

A 高齢者調査（対象：市内在住の65歳以上の方，14,700人）

介護・介助を必要としない高齢者が7割を超えることがわかります。また，日常生活の困りごとをお伺いしたところ，電球の交換や買い物など，専門職でなくても対応が可能な日常的な支援を必要としている方が多いことがわかります。

内容	順位	割合	回答
回答者の家族構成	1位	40.1%	夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）
	2位	22.4%	一人暮らし
	3位	13.5%	息子・娘との2世帯
介護・介助の必要の有無	1位	75.9%	介護・介助は必要ない
	2位	12.0%	現在，何らかの介護を受けている
	3位	9.2%	何らかの介護・介助は必要だが，現在は受けていない
日常生活の中で不自由と 感じていること （複数回答可）	1位	21.1%	電球の交換，部屋の模様替え，庭木の手入れ等すること
	2位	16.5%	住宅の軽微な修繕に関すること
	3位	13.1%	買い物したり，荷物を持ち運ぶこと

■ 年齢別 日常生活の中で不自由と感じていること

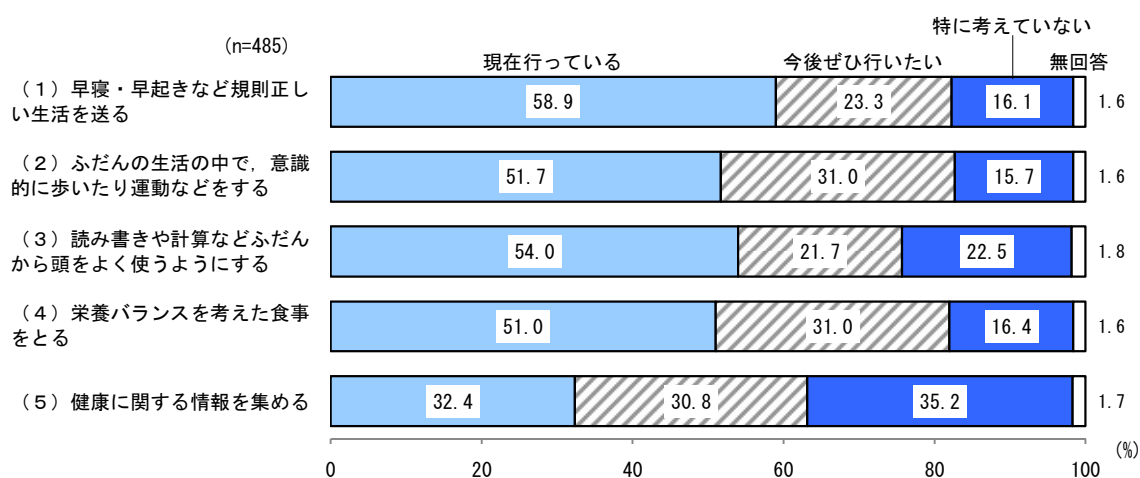
区分	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件	有効回答数 件
65～69歳	1,969	10.9	12.1	6.3	7.3	11.2	5.7	4.6	7.2	7.0	5.1	2.8	10.9	4.5	16.6	17.2	12.8	32.3	
70～74歳	2,208	11.7	11.1	5.8	7.4	12.8	5.5	4.3	7.7	6.8	6.0	2.9	11.0	4.9	15.7	18.7	10.9	34.3	
75～79歳	1,770	10.5	11.5	5.6	6.6	12.5	7.6	5.7	8.1	7.4	5.3	2.7	11.7	6.7	16.4	21.1	9.8	34.1	
80～84歳	1,159	13.8	15.9	6.7	7.1	11.7	8.3	4.5	9.4	10.7	5.1	3.3	16.5	6.7	17.3	26.4	9.3	28.4	
85歳以上	1,045	15.7	16.9	9.8	7.5	11.6	8.0	4.7	13.3	11.5	8.6	4.7	19.8	7.2	17.2	27.3	7.8	26.4	

B 若年者調査（対象：市内在住の40歳以上65歳未満の方，1,200人）

病気の予防や健康づくりに取り組む方の割合がほとんどの項目で5割を超え、意識が高いことがわかると同時に、老後について、要介護状態になることや健康に対する不安を抱えている方が多いことがわかります。今後、健康長寿や介護予防の取組の周知や充実が必要になると考えられます。

内容	順位	割合	回答
回答者の家族構成	1位	48.2%	二世世代同居（子と同居）
	2位	18.8%	一世代（夫婦のみ）
	3位	14.0%	二世世代同居（親と同居）
病気の予防や健康づくりのための取組状況 （現在行っていると回答した方，複数回答可）	1位	58.9%	早寝・早起きなどの規則正しい生活を送る
	2位	54.0%	読み書きや計算などふだんから頭をよく使うようにする
	3位	51.7%	意識的に歩いたり運動などをする
老後の生活に不安を感じる人の理由 （複数回答可）	1位	75.4%	介護が必要な状態になることの不安
	2位	73.8%	生活費など経済的な不安
	3位	36.3%	自分の健康に関する不安

■ 病気の予防や健康づくりのための取組状況



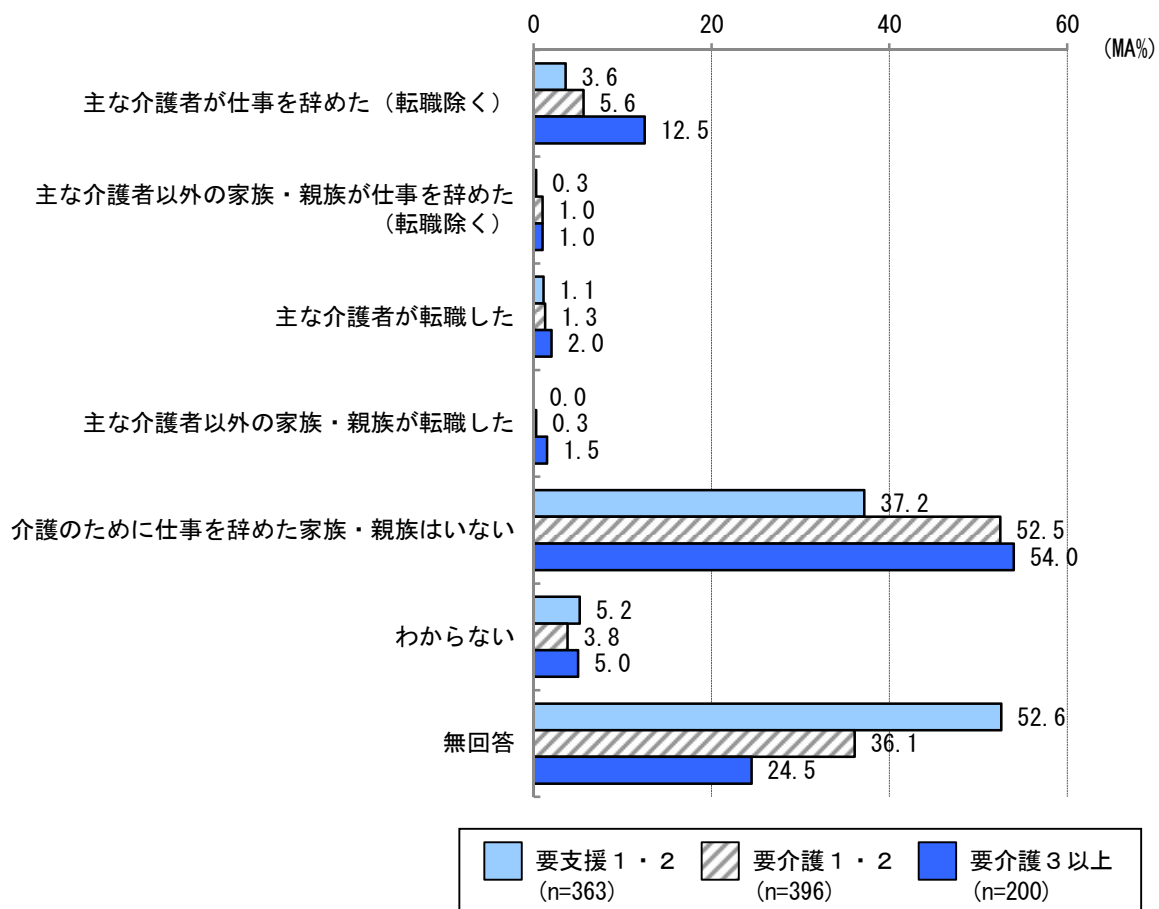
C 在宅介護実態調査

(対象：市内在住の介護保険制度の要介護（要支援）認定を受けている 65 歳以上の方、2,000 人)

主な介護者は、介護を必要とする方の子や配偶者であることがわかります。介護者が不安に感じられていることなどから、外出の付き添いや家事等の日常的な支援や認知症への対応が介護離職の改善に一定の効果があると考えられます。

内容	順位	割合	回答
主な介護者	1 位	33.2%	子
	2 位	27.9%	配偶者
	3 位	3.7%	子の配偶者
介護のための離職の有無	1 位	45.9%	介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない
	2 位	5.8%	主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）
	3 位	1.3%	主な介護者が転職した
今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護	1 位	21.5%	外出の付き添い・送迎等
	2 位	21.3%	その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）
	3 位	19.3%	認知症状への対応

■ 要介護度別 介護のための離職の有無



D 介護サービス事業者調査

(対象：市内でサービスを提供する介護サービス事業者, 2,065 事業者 (全数))

前回調査時点から、特別養護老人ホームや有料老人ホーム、ケアハウス等で入所までの期間が短縮されていることがわかります。また、介護ロボットに期待することとして、見守りや移乗介護、外国人を雇用するうえでの課題として、日本語研修や利用者理解等の回答が多く、取組の充実が必要になると考えられます。

内容	種別	28 年度	R1 年度
入所申込から 1 年未満で入所・入居した利用者の割合	特別養護老人ホーム	58.2%	63.3%
	介護老人保健施設	99.7%	100.0%
	有料老人ホーム、ケアハウス等	82.7%	95.0%
介護ロボットに期待すること	見守り	53.8%	63.4%
	移乗介護	61.3%	58.2%
	移動支援	37.5%	24.4%
外国人を雇用するうえでの課題	日本語・文化研修	—	72.6%
	利用者の理解	—	60.2%
	介護に係る研修	—	22.9%

■ 施設・居住系サービスの入所・入居までの期間

(%)

		1箇月未満	1箇月以上 3箇月未満	3箇月以上 6箇月未満	6箇月以上 1年未満	1年以上
①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2019年度	2.3	13.7	21.9	25.5	36.7
	2016年度	3.1	12.1	18.9	24.1	41.7
②介護老人保健施設	2019年度	55.4	29.4	11.6	3.5	0.0
	2016年度	59.9	33.2	5.3	1.3	0.3
③介護療養型医療施設	2019年度	29.2	42.2	21.9	3.2	3.4
	2016年度	82.7	10.9	3.0	1.2	2.1
④特定施設入居者生活介護(地域密着型含む) (有料老人ホーム、ケアハウス等)	2019年度	39.9	32.6	12.8	9.7	5.0
	2016年度	54.9	16.5	7.9	3.4	17.2
⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (定員29人以下の特別養護老人ホーム)	2019年度	4.5	23.0	28.3	21.4	22.8
	2016年度	11.5	15.4	31.7	15.7	25.7
⑥認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2019年度	51.3	30.2	8.1	5.7	4.8
	2016年度	39.0	46.7	7.6	3.7	3.0
⑦介護医療院	2019年度	89.7	9.9	0.3	0.0	0.0

4 令和3年度の介護保険制度改正の状況

令和3年度の介護保険制度改正においては、令和7年度（2025年度）に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図ることとされています。

I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

- 1 一般介護予防事業等の推進
- 2 総合事業
- 3 ケアマネジメント
- 4 地域包括支援センター

II 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメントの強化）

- 1 PDCAプロセスの推進
- 2 保険者機能強化推進交付金
- 3 調整交付金
- 4 データの利活用の推進

III 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズ対応した介護の提供・整備）

- 1 介護サービス基盤，高齢者向け住まい
- 2 医療・介護の連携

IV 認知症施策の総合的な推進

V 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

- 1 介護人材の確保・介護現場の革新
- 2 給付と負担

第3章 第7期プランの取組状況

第7期プランに掲げた141の施策・事業（うち、新規15項目、充実17項目）の全てに着手し、計画の推進を図ってきました。重点課題ごとの取組状況は、次のとおりです。

重点取組1 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

「健康寿命の延伸」に向け、地域介護予防推進センターや保健福祉センター等が地域における住民主体の介護予防の取組を支援するほか、介護予防に取り組む方等に対してリハビリテーション専門職が効果的な運動方法の助言を行うなどの取組を進めました。

また、総合事業で新たに設けた「支え合い型ヘルプサービス」の従事者を養成する研修や、地域でのボランティア活動、高齢者の生活支援に関心を持つ方へ「地域支え合い活動入門講座」を実施し、実際に活動を始められるよう、支援を行いました。

（主な取組）

① 地域介護予防推進センター等による地域における自主的な介護予防の取組への支援

市内12箇所で委託運営している地域介護予防推進センターにおいて、65歳以上の高齢者を対象に、専門のスタッフが地域の身近な会場に出張して、講演会や介護予防教室（介護予防プログラム）の開催などに取り組んだほか、地域における自主的な介護予防に関する活動の支援等を行った。

② リハビリテーション専門職による地域における介護予防活動等への支援の推進

理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション専門職が、地域介護予防推進センターの自主グループ（地域において自主的に介護予防活動に取り組んでいるグループ）を訪問し、運動指導や改善に向けた助言等を行った。

③ 支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施及び研修修了者への支援

介護予防・日常生活支援総合事業において新設されたサービスである「支え合い型ヘルプサービス」の従事者を養成する研修を実施した。

（数値目標の達成見込み）

目標指数	計画値(2020年度)	実績値（見込み）	達成率
通いの場の箇所数	950箇所※ ¹	959箇所	100.9%
スポーツ関係のグループやクラブに週1回以上参加している方の割合	15.6%以上	16.1%※ ²	—
介護予防ケアマネジメントリーダー養成研修修了者を配置している高齢サポート数	61箇所※ ³	60箇所	98.4%

目標指数	計画値(2020年度)	実績値(見込み)	達成率
ケアプランの事例検討を月1回以上実施している高齢サポート数	38箇所※4	12箇所※5	31.6%
認定率(第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合)	2020年の推計値(23.00%)を下回る。	23.03%(R2年9月末)	—
ボランティアのグループに参加している方の割合	13.5%以上	12.4%※6	—
支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者数(累計)※7	1,300人※8	1,178人(R2年9月末)	90.6%
地域支え合い活動入門講座修了者数(累計)	1,150人※9	1,650人	143.5%

※1 健康長寿サロン及び介護予防活動を行う自主グループについて、それぞれ元学区に概ね2箇所の設置を目標とする。これに、健康づくりサポーターの活動等の上記以外の通いの場を加えた950箇所を2020年度の目標とする。

※2, 6 2019年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

※3 2018年度24箇所(累計38箇所)、2019年度23箇所(累計61箇所:市内全高齢サポート)

※4 介護予防ケアマネジメントリーダー養成研修修了者が、修了年度の翌年度のフォローアップ研修を経て事例検討を順次開催し、修了年度の翌々年度から事例検討を定期的に開催することを想定している。

※5 新型コロナウイルス感染症の影響により会議等を控えていたため、2019年度の実績を記載。

※7 2015年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における担い手養成講座の修了者数を含む(2015年度からの累計値)。

※8 2017年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

※9 2016年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

重点取組2 地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

地域で支え合う体制づくりを進めるため、「地域支え合い活動創出コーディネーター」を中心に、生活支援サービスに関する高齢者ニーズや地域資源の把握に取り組むとともに、「地域支え合い活動調整会議」の実施により、身近な地域における連携・協働による生活支援サービスの創出等を推進してきました。

また、認知症高齢者等が住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らしていくために、「成年後見支援センター」において成年後見制度の普及・啓発や市民後見人の養成等に取り組むほか、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症疾患医療センター(地域型)」の設置を進め、「認知症サポート医」の更なる養成など、認知症の方やその家族に対する支援体制の強化に取り組みました。

(主な取組)

- ① 地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議等による、地域特性や地域課題に応じた多様な主体による生活支援サービス(移動販売、サロンの設置等)の創出

地域支え合い活動創出コーディネーターにおいては、地域のニーズと資源の見える化に取り組み、地域支え合い活動調整会議では、関係機関と連携し、多様な主体と連携した居場所等、生活支援サービスの創出に取り組んできた。

② 成年後見制度利用促進計画の策定

成年後見制度利用促進計画において、成年後見支援センターの機能充実を掲げ、センター職員の増員や相談対応を行う事業の創設などを行い、制度の更なる普及啓発に取り組むとともに、円滑に制度利用できるよう支援を進めた。

③ 認知症初期集中支援チームの設置など認知症の初期段階での対応

認知症初期集中支援チームを増設し、全市展開を実現した（全8チーム）。支援チームにおいては、本人や家族に早期に関わり、訪問活動等により情報収集やアセスメントを行い、医療・介護サービスの導入に向けた支援や、本人・家族への心理的サポート等の活動を行った。

（数値目標の達成見込み）

目標指数	計画値(2020年度)	実績値（見込み）	達成率
地域支え合い活動調整会議実施回数（累計）	742回※1	570回	76.8%
成年後見支援センターへの相談件数（累計）	7,673件※2	8,483件	110.6%
認知症サポート医養成者数（累計）※3	100人※4	86名	86%
認知症サポーター養成者数（累計）※5	144,000人※6	131,600名	91.4%
認知症初期集中支援チーム設置数	全市展開	全市展開（8箇所）	100%

※1 2016年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、各区・支所単位で年13回の開催を目標とする。

※2 2012年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、単年度件数の毎年度3%増加を目標とする。

※3 2006年度からの累計値。認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標改訂を踏まえ、本市の数値目標についても上方修正する。

※4 2017年度末の見込値から加えて、毎年度概ね13人の養成を目標とする。

※5 2006年度からの累計値。認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標改訂を踏まえ、本市の数値目標についても上方修正する。

※6 2017年度末の見込値から加えて、毎年度概ね13,000人の養成を目標とする。

重点取組3 安心して暮らせる住まい環境の確保と介護サービス等の充実

「介護離職ゼロ（仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす）」の実現に向けて、介護サービス基盤の充実など、必要な介護サービスの供給量の確保等に取り組みました。

また、介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成に向けて、介護・福祉職の職業としての魅力や、やりがいについての啓発、法人を超えた人事交流など、京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携により、更なる担い手確保の取組の検討を行いました。

(主な取組)

- ① 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実
国における「介護離職ゼロ」の取組を受け、第7期プランの計画期間中に、（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護及び（地域密着型）特定施設入居者生活介護において、790床分を整備した。
- ② 京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保の取組の検討（法人を超えた人事交流、ICT・介護ロボットの普及促進、高齢者が働き続けられる仕組みづくり、外国人労働者の受入れ等）
京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会と担い手確保の現状と課題について意見交換を行うため、平成30年2月に「福祉・介護の担い手確保研究会」を立ち上げ、中学校の家庭科授業において「高齢者介護」に関する授業を実施し、学校教育における介護の導入に取り組んだほか、外国人介護人材が市内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう集合研修を実施した。

(数値目標の達成見込み)

○ 主な施設・居住系サービスの整備等目標数

目標指数	2018年度	2019年度	2020年度	達成率
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	6,296	6,532	6,717	100.7%
	6,231	6,311	6,763	
認知症高齢者グループホーム （認知症対応型共同生活介護）	2,310	2,373	2,445	100.2%
	2,274	2,334	2,451	
介護専用型特定施設	1,808	2,016	2,224	100.0%
	1,759	1,842	2,223	

※ 上段：計画値 下段：整備実績（2020年度は見込数）

目標指数	計画値(2020年度)	実績値（見込み）	達成率
指定市町村事務受託法人の認定調査員に占める認定調査員現任研修修了者の比率	70%※	49.7%	—

※ 指定市町村事務受託法人に所属する認定調査員の現任研修修了者の2017年度における比率は、法人によって40%台から70%台までばらつきがあることから、第7期中は、全体的な底上げを図るため、全法人が70%を超えることを目指す。

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修が開催できなかったため、2019年度の実績を記載。

重点取組 4 切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの提供体制の強化

各階層別の地域ケア会議において、医療と介護をはじめとする多職種の参画及び連携を通じて、高齢者個人に対する支援を充実するとともに、地域課題の抽出・整理や課題への対応などにつなげてきました。

また、「在宅医療・介護連携支援センター」の設置を進め、医療・介護をはじめとする多職種の円滑な連携による在宅療養者への支援体制の構築に向けた取組を行いました。

(主な取組)

① 医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働の推進

高齢サポートが中心となって、地域の関係機関における情報共有や地域に固有の課題、個別のケースへの支援方針の検討や、課題解決・課題発生の防止に向けた協議を行う「地域ケア会議」の開催等を通じて、医療と介護をはじめとする多職種の参画による協働を推進した。

② 在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じた在宅医療・介護連携の推進

「在宅・医療介護連携支援センター」の全市展開を実現した（全 8 センター）。センターにおいては、在宅医療と介護の専門的な知識・経験を備えたコーディネーターを配置し、医療・介護関係者からの相談支援とともに、地域資源の把握、在宅医療・介護関係者の連携、専門職向け研修、市民への普及啓発等の取組を行った。

(数値目標の達成見込み)

目標指数	計画値(2020年度)	実績値(見込み)	達成率
高齢サポートを認知している人の割合	54.2%以上※	55.0%	—
在宅医療・介護連携支援センター設置数	全市展開	全市展開 (8箇所)	100%

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

第4章 第8期プランの計画体系

1 プランの考え方

- 「第8期京都市民長寿すこやかプラン」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。
- 第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる2025年までの間に、各計画期間を通じて地域包括ケアシステム【コラム①参照】を段階的に構築することとしています。
- このため、計画の連続性を確保する必要があることから、第8期プランにおいても、第6期プランから続く「京都市版地域包括ケアシステム」【コラム②参照】の構築に向けた取組を継承します。
- また、第8期プランにおいては、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、2025年、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者がピークを迎える一方、現役世代人口が急激に減少する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。

【コラム①】2025年の目指すべき地域包括ケアとは？

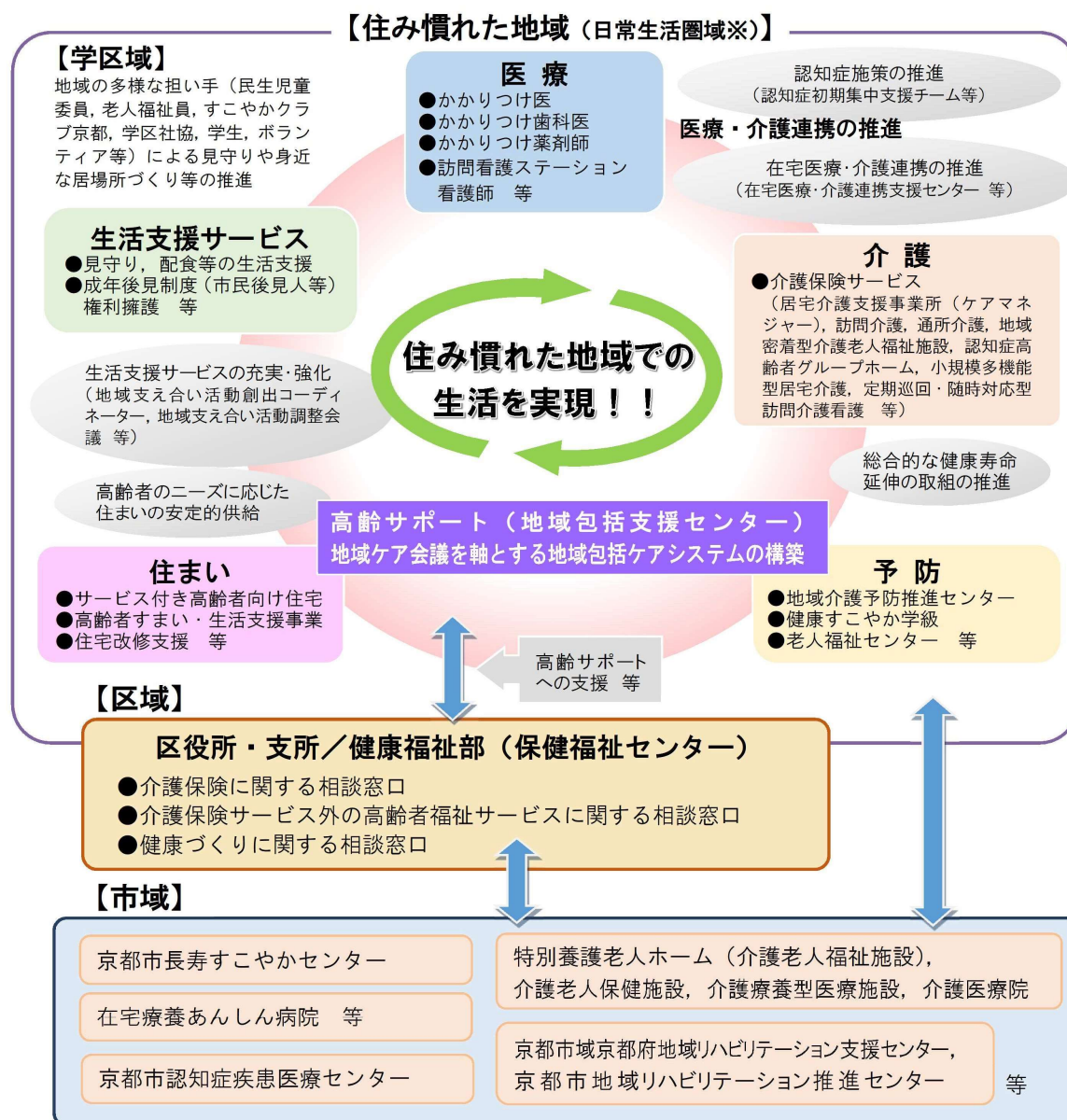
- 市民一人ひとりが、若いときから健康づくりの習慣を持ち、高齢期になっても介護予防に主体的に取り組み、趣味や特技等を通じて地域社会と積極的に交流している。
- 高齢者をはじめとした地域住民が、地域での様々な活動の担い手として活躍し、高齢者や子ども・若者への支援など、地域の実情に応じた地域の支え合いの仕組みづくりができている。
- 地域において、高齢者の生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、適切な介護サービスの利用により、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができている。
- 医療と介護をはじめとする様々な機関・専門職や地域住民、NPO等との協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生涯にわたり自分らしい生活を送ることができている。

【コラム②】（京都市版）地域包括ケアシステムとは？

- まず、地域包括ケアシステムとは、高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのことをいいます。
- 次に、京都市版地域包括ケアシステムについてですが、本市に暮らす高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、市内全域をカバーする61箇所の高齢サポートを中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する京都市ならではの仕組みのことをいいます。

■ 京都市版地域包括ケアシステムのイメージ

※ 本市では、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区数）を設定



【コラム③】日常生活圏域とは？

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護サービス等を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市内を区分したものです。

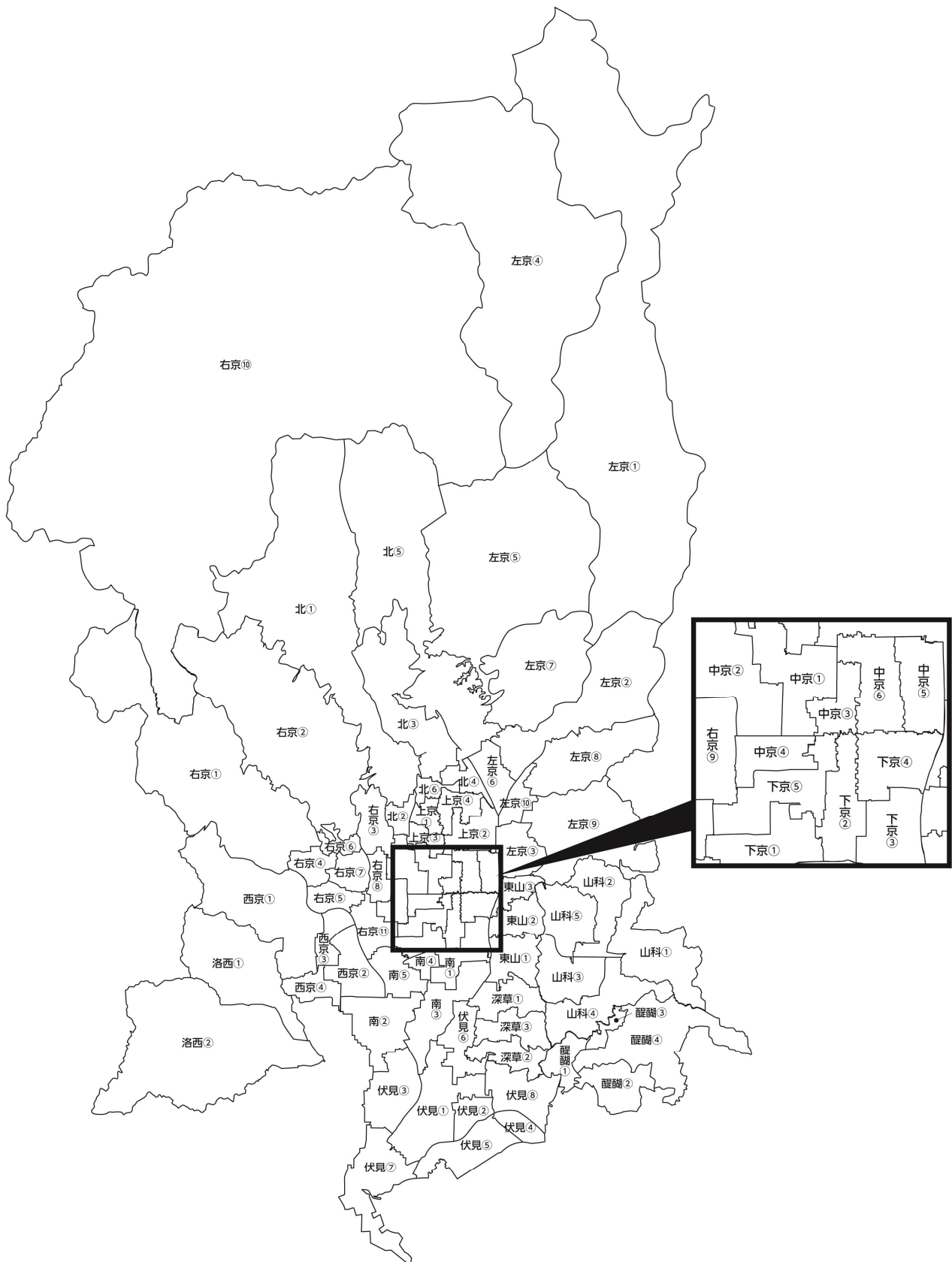
本市では、高齢者保健福祉の圏域として、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区）を設定しています。

■ 日常生活圏域及び高齢サポート 一覧（2021年3月現在）

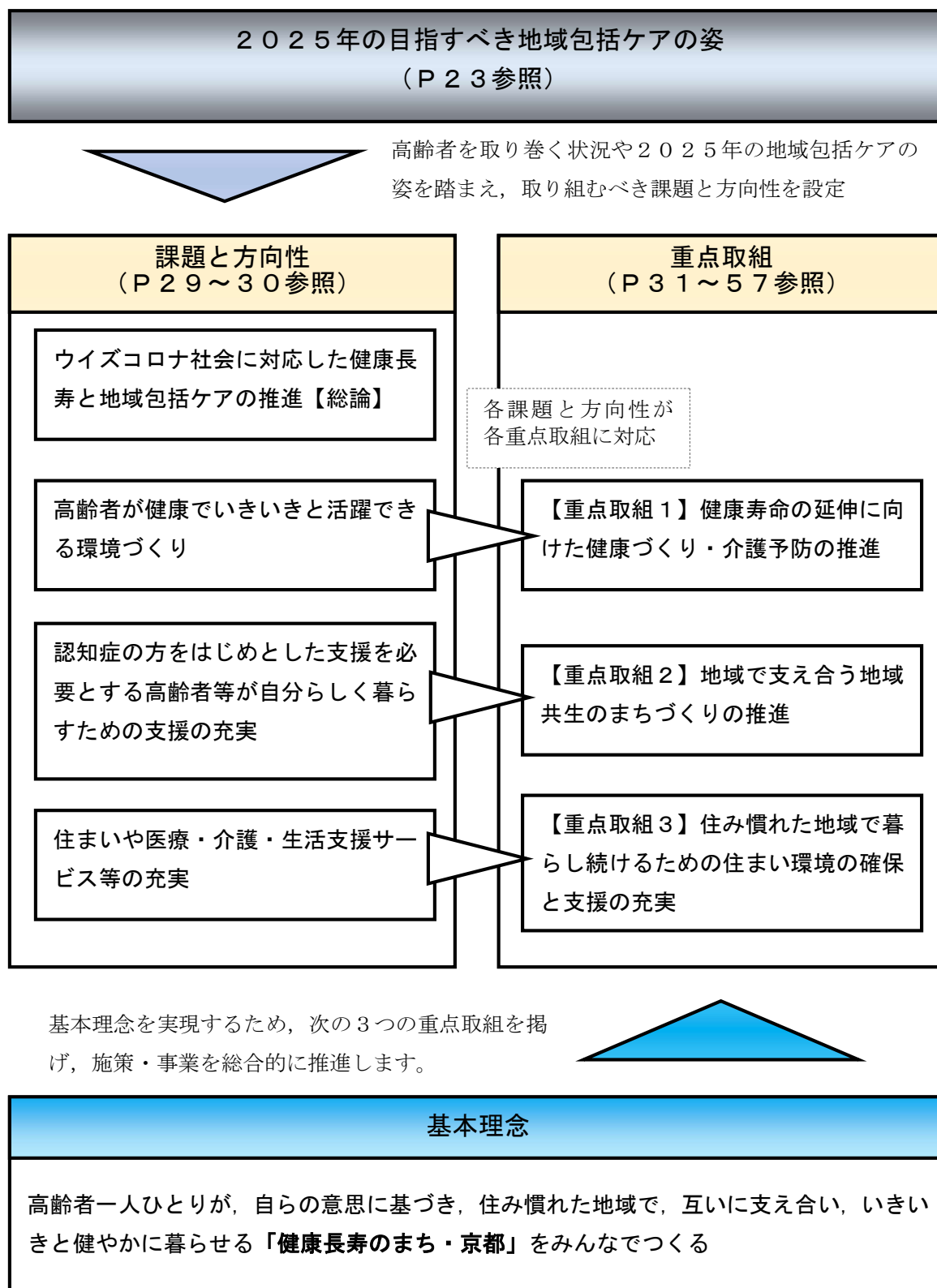
No.	区・支所	圏域	高齢サポート名	担当学区
1	北	①	原谷	小野郷, 中川, 鷹峯, 金閣
2		②		衣笠, 大將軍
3		③	紫竹	大宮, 紫竹, 待鳳
4		④	鳳徳	鳳徳, 紫明, 出雲路
5		⑤	柊野	雲ヶ畑, 柊野, 上賀茂, 元町
6		⑥	紫野	楽只, 柏野, 紫野
7	上京	①	乾隆	乾隆, 嘉楽, 正親, 翔鸞
8		②	小川	待賢, 小川, 中立, 滋野, 京極, 春日
9		③	仁和	仁和, 出水
10		④	成逸	室町, 成逸, 西陣, 桃園, 聚楽
11	左京	①	大原	久多, 大原
12		②		八瀬, 上高野, 松ヶ崎
13		③	左京南	吉田, 聖護院, 川東, 新洞, 岡崎
14		④	左京北	広河原, 花脊
15		⑤		鞍馬, 静市
16		⑥		葵, 下鴨
17		⑦	岩倉	岩倉北, 岩倉明德, 岩倉南
18		⑧	修学院	修学院第一, 修学院第二
19		⑨	白川	北白川, 浄楽, 錦林東山
20		⑩	高野	養徳, 養正
21	中京	①	朱雀	教業, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第六
22		②	西ノ京	朱雀第四, 朱雀第五, 朱雀第八
23		③	本能	城巽, 本能, 乾
24		④		朱雀第三, 朱雀第七
25		⑤	御池	銅駝, 立誠, 富有, 柳池, 生祥
26		⑥		竹間, 初音, 日彰, 梅屋, 龍池, 明倫
27	東山	①	洛東	今熊野, 一橋, 月輪
28		②	東山	清水, 六原, 修道, 貞教
29		③	栗田	有濟, 栗田, 弥栄, 新道
30	山科	①	音羽	音羽, 音羽川, 大塚
31		②	山階	安朱, 山階, 西野
32		③	勧修	山階南, 百々, 勧修
33		④	大宅	大宅, 小野
34		⑤	日ノ岡	陵ヶ岡, 鏡山

No.	区・支所	圏域	高齢サポート名	担当学区
35	下京	①	下京西部	大内, 七条, 西大路
36		②	下京中部	格致, 醒泉, 植柳, 安寧, 梅逕
37		③	下京東部	稚松, 皆山, 菊浜, 崇仁
38		④	修徳	永松, 開智, 豊園, 成徳, 有隣, 修徳, 尚徳
39		⑤	島原	郁文, 淳風, 光徳, 七条第三
40	南	①	東九条	山王, 九条, 九条弘道, 九条塔南, 梅逕, 東梅逕
41		②	久世	祥栄, 久世
42		③	陶化	陶化, 東和, 上鳥羽
43		④	唐橋	南大内, 唐橋
44		⑤		祥豊, 吉祥院
45	右京	①	嵯峨	水尾, 宕陰, 嵯峨, 広沢
46		②	花園	高雄, 宇多野
47		③		御室, 花園
48		④	嵐山	嵐山, 嵯峨野
49		⑤	梅津	北梅津, 梅津
50		⑥	常磐野	常磐野
51		⑦		太秦, 南太秦
52		⑧	西院	安井, 山ノ内
53		⑨		西院第一, 西院第二
54		⑩	京北	京北第一, 京北第二, 京北第三
55		⑪	葛野	葛野, 西京極, 西京極西
56	西京	①	西京北部	嵐山東, 松尾, 松陽
57		②	桂川	桂徳, 桂東, 川岡, 川岡東
58		③	西京南部	桂川, 桂
59		④		檜原
60	洛西	①	沓掛	桂坂, 大枝, 新林, 福西
61		②	境谷	境谷, 竹の里, 大原野
62	伏見	①	下鳥羽	下鳥羽, 板橋
63		②		南浜
64		③	久我の杜	久我, 久我の杜, 羽束師, 横大路
65		④	向島	向島, 向島藤ノ木
66		⑤		向島二ノ丸, 向島二ノ丸北, 向島南
67		⑥	東高瀬川	竹田, 住吉
68		⑦	淀	納所, 淀, 美豆(淀南)
69		⑧	桃山	桃山, 桃山東, 桃山南
70	深草	①	深草北部	稻荷, 砂川
71		②	深草南部	藤ノ森, 藤城
72		③	深草中部	深草
73	醍醐	①	醍醐南部	小栗栖, 小栗栖宮山, 石田
74		②		春日野, 日野
75		③	醍醐北部	北醍醐, 醍醐西
76		④		醍醐, 池田, 池田東

【日常生活圏域】



2 プランの構成



※ 第8期プランの基本理念については、「京都市基本計画」における分野別の理念を踏まえ、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて設定した第6期プラン以降の基本理念を継承します。

3 第8期プラン策定にあたっての課題と方向性

本市では、住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、地域団体が中心となって培われてきた地域力をいかし、市内61箇所の高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、今後とも、地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって、健康づくり、介護予防に取り組むとともに、身近な地域単位で高齢者の暮らしを支援していく必要があります。

第8期プランにおいては、こうした考えのもと、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる地域包括ケアシステム及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進するために、次の課題意識を持ち、市民の皆様や関係団体との協働により取組を進めます。

ウィズコロナ社会に対応した健康長寿と地域包括ケアの推進【総論】

人生100年時代を見据え、できるだけ長く、住み慣れた地域で、人と人とのつながりの中で、暮らし続けられるようにしていくため、市民の皆様に若い間から健康づくりを習慣づけていただくとともに、高齢期を迎えても介護予防に主体的に取り組む、地域の担い手・社会の支え手として御活躍いただく「健康長寿」のまちづくりに取り組みます。

併せて、介護が必要な状態になったとしても、医療・介護等の関係機関や地域住民等との協働により、医療・介護・生活支援等のサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケア」の仕組みづくりに取り組みます。

これらの取組が、新型コロナウイルス感染予防の観点から、「新しい生活スタイル」を踏まえたものとして実践されるよう、努めていきます。

高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくり

本市では、健康寿命の延伸に向け、引き続き市民の間で自主的な健康づくりや介護予防の取組が広がり、継続していけるよう、支援に努めていきます。

特に、フレイル・オーラルフレイル対策を含む保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるとともに、健康長寿サロンや介護予防自主グループ等、地域に根差した多様な「通いの場」の取組を一層推進していきます。

また、年々高齢者の体力平均が向上しており、高齢者が地域の担い手として地域で活動することや、社会の担い手として企業等で働き続けることは、ご自身のやりがいと介護予防、地域や社会への貢献にもつながる大切なことです。できる限り地域や社会で活躍していただけるよう、啓発等に努めていきます。

認知症の方をはじめとした支援を必要とする高齢者等が自分らしく暮らすための支援の充実

高齢化が進展する中、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、引き続き要援護高齢者等への支援に取り組んでいきます。

本市では認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターをはじめとする支援機関の連携強化等を進めていきます。また、認知症サポーターの養成等、認知症に関する正しい理解の普及啓発を引き続き進めるとともに、養成したサポーターが認知症支援において活躍できる仕組みづくり等に新たに取り組むことにより、地域ぐるみで認知症の方と家族を支える取組を一層推進していきます。

また、民生委員、老人福祉員、社会福祉協議会や関係機関との連携を通じて、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりを一層推進し、増加する一人暮らしの方はもとより、「8050問題」等の複合的な課題を抱える方々も含め、様々な要援護高齢者の一層の支援に努めていきます。

更に、地域ケア会議等での協議を通じて、引き続き地域課題を把握し、高齢者の日常生活に関わるニーズへの対応に努めるとともに、地域支え合い活動創出コーディネーターについて、買い物支援等の生活支援サービスの創出に向けた取組を進めるほか、日常生活圏域や学区など、より身近な地域単位でのコーディネート機能の強化に向けて検討していきます。

住まいや医療・介護・生活支援サービス等の充実

本市では、高齢サポートを中核機関として、地域ケア会議等を軸として、日常生活圏域を構成する学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」づくりに取り組んでいます。

高齢サポートが地域支援の中核機関としての役割を一層発揮していくため、地域で協働する関係機関等との連携強化を図るとともに、在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて、多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組んでいきます。さらに、地域支援に携わるコミュニティケアワーカーを養成し、日常生活圏域や学区などで活動する小規模多機能型拠点等への配置を進めていきます。

また、24時間対応型の在宅サービスや、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの重点的な整備等、引き続きできるだけ身近な地域での介護サービス基盤整備を進めていきます。

併せて、高齢者の選択の幅が広がるよう、多様なすまいの集積とすまい・生活支援事業等のサービスの充実にも努めるとともに、若年人口の減少に伴う担い手不足に対応していくため、ICT・IoTの活用等による介護現場の生産性向上や、外国人労働者をはじめとする介護の担い手の裾野拡大に努めます。

第5章 第8期プランの重点取組ごとの主な施策・事業

～第5章の構成～

【重点取組】・・・基本理念を実現するための3つの重点取組

《取組方針》・・・重点取組を進めるうえでの方針

重点取組の中項目・・・重点取組を細分化した取組

重点取組の小項目・・・中項目を細分化した取組

《取組内容》・・・小項目の内容

《主な施策・事業》・・・小項目を進めていくための具体的な施策や事業

《主要項目の解説》・・・主な施策や事業の具体的な説明

【数値目標】・・・施策や事業を進めていくうえでの目標を数値化したもの

【コラム】・・・上記に記載している情報以外の追加情報

【重点取組1】健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

《取組方針》

- フレイル対策を含む保健事業と介護予防の一体的な実施など、健康寿命の延伸に向けた取組を進め、ひいては介護保険料の伸びの抑制につなげます。
 - ※ 「フレイル」とは、日本老年医学会が提唱している概念で、日常生活上で自立した健康な方が要介護状態に至る間に、心身の活力が弱ってきた状態です。この状態の方は、適切な対応により健康な方向へ戻すことができることから、こうした状態の方へのアプローチ、対策が重要となります。
 - (参考)「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について
高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、令和元年度に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和2年4月以降、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携し、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することが示されました。
- 自宅でもできる取組の紹介など、ウイズコロナ社会に対応した介護予防・フレイル対策（①運動、②栄養・口腔、③人とのつながり）の普及促進を図ります。
- 新型コロナウイルス感染予防の観点から、「新しい生活スタイル」を踏まえつつ、健康長寿サロンや介護予防自主グループ等の地域に根差した多様な「通いの場」の取組を一層推進し、地域や人とのつながりの中での継続的な健康づくり・介護予防につなげます。
- 高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、また社会の担い手として企業等で働き続けられるよう、支援や啓発等に努め、高齢者自身のやりがいと介護予防、地域・社会への貢献につなげます。

1 健康づくり・介護予防の取組の推進

(1) 介護予防の取組の推進

《取組内容》

- 新型コロナウイルスのため外出を控えている時でも可能な取組として、自宅でできる運動方法のほか、電話等で家族や友人と連絡を取り合い、意識的に人とのつながりを保つことも大切であることを紹介するなど、ウイズコロナ社会に対応した介護予防・フレイル対策の普及促進を図ります。
- 地域介護予防推進センター等による住民主体の介護予防の取組への支援を基盤に、保健事業と介護予防の一体的な実施を踏まえて、様々な関係機関との連携も進めながら、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等）、管理栄養士、歯科衛生士等による講座や健康相談の実施など、「通いの場」に医療専門職が関与することで、地域におけるフレイル対策の更なる推進を図ります。
- 新型コロナウイルス感染予防の観点から、「新しい生活スタイル」を踏まえつつ、地域支え合い活動創出コーディネーター、地域介護予防推進センター、高齢サポート等による立ち上げ支援、運営支援、情報発信等を通じて、身近な地域における住民主体の「通いの場」の一層の拡充に取り組みます。
- 地域介護予防推進センターや保健福祉センター等が、地域の身近な場所で、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上に資する教室等を開催するほか、講演会などの取組を通じて介護予防・フレイル対策の普及啓発に取り組みます。
- オーラルフレイル（口腔機能の低下）がフレイル（全身の虚弱）につながることから、口腔機能の向上やオーラルフレイル対策に係る取組を進めます。
- 介護予防、自立支援、疾病の重症化予防に繋げるため、これまでからリハビリテーション専門職をはじめとした多職種の専門職がケアマネジメントにかかわってききましたが、口腔機能・口腔衛生等の観点から歯科衛生士、栄養摂取等の観点から管理栄養士等が新たにかかわることで、ケアマネジメントの質の更なる向上に取り組みます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの円滑な実施に向けて、事業所の参入促進や担い手の養成に取り組むとともに、新たに「介護予防活動の場への外出支援サービス」の提供を開始し、介護予防の取組を推進していきます。

《主な施策・事業》

■ 《新規》・《充実》の記載について

- 《新規》…第8期プラン計画期間中に、新たに取り組む施策・事業
- 《充実》…第7期プラン計画期間までに取り組み始めた施策・事業のうち、第8期プラン計画期間中に取組内容を充実させる施策・事業
- ※ 以降の項目においても、上記の区分に従って記載

- 101 自宅でもできる取組の紹介などウイズコロナ社会での介護予防・フレイル対策（①運動、②栄養・口腔、③人とのつながり）の普及促進《充実》
- 102 フレイル対策モデル事業をはじめとする保健事業と介護予防の一体的な実施の推進《充実》

- 103 リハビリテーション専門職による地域における介護予防活動等への支援の推進
- 104 地域における身近な通いの場（健康長寿サロン、公園体操、健康すこやか学級、運動を目的とした自主グループ等）の拡充に向けた、立ち上げ支援、運営支援及び情報発信の推進
- 105 保健福祉センター、地域介護予防推進センター、その他関係機関による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等に関するフレイル対策を含む介護予防のための教室の開催や普及・啓発等の実施
- 106 口腔機能の向上及びオーラルフレイル対策に係る取組の推進
- 107 高齢サポートにおける自立支援・重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントの実施
- 108 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実《**充実**》
- 109 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの円滑な実施
- 110 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防活動の場への外出支援等の新たなサービスの実施《**新規**》
- 111 介護予防・日常生活支援総合事業の評価の実施

《主要項目の解説》

108 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実《**充実**》

ケアマネジメントを行うにあたり、個別性を尊重し、サービスの多様化に対応するには、より広い視野と専門性が求められます。このため、ケアマネジメント支援において、これまでから、多職種の専門職（社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師、リハビリテーション専門職等）による多角的な意見交換を行ってきましたが、口腔機能や口腔衛生、適切な栄養摂取等の観点から、新たに歯科衛生士や管理栄養士に要支援者に対するケアプランの事例検討に参画いただくことで、ケアマネジメントの更なる質の向上に取り組みます。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 104)	2020年度	2023年度
通いの場の箇所数	959箇所	1040箇所※

※ 健康長寿サロン、健康すこやか学級、介護予防を行う自主グループや、健康づくりサポーターの活動、その他本市が把握する通いの場の合計値

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 108)	2019年度	2023年度
ケアプランの事例検討を月1回以上実施している高齢サポート数	12箇所※	38箇所

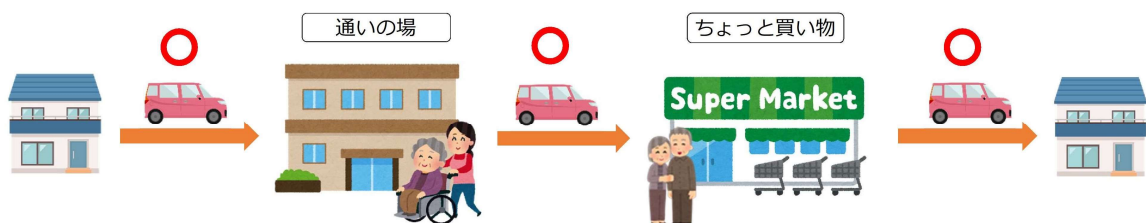
※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により会議等を控えていたため、2019年度の実績を記載。

目標指標 (関連施策・事業 101～111)	2020年度(9月末)	2023年度
75歳以上84歳以下の方の認定率(第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合)	24.36%	下降

目標指標 (関連施策・事業 101～111)	2020年度	2023年度
75歳以上84歳以下の方の主観的健康観について「よい」と回答している方の割合	73.3%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

【コラム】他市で行われている外出支援の例



介護予防・日常生活支援総合事業では、市町村の判断で、サービスメニューとして「移動支援・送迎サービス」を設けることができ、地域の課題を解決するため、各市町村で様々な取組が行われています。

例えば、岡山県吉備中央町では、社会福祉法人が保有する車両の空き時間を活用し、一般介護予防事業の「通いの場」への送迎サービスを実施しています。

また、山口県防府市では、社会福祉法人が保有する車両で大型ショッピングセンターにある介護予防教室へ行き、教室での運動を行った後に買い物等をしてもらう取組を行っています。

（２）健康づくりの取組の推進

《取組内容》

- 若い世代から正しい生活習慣の確立と健康づくりに取り組むことは、高齢期における介護予防を効果的に進めていくことにもつながります。こうしたことも踏まえ、幅広い市民団体や関係機関等が参画する「健康長寿のまち・京都市民会議」とも連携しつつ、健康づくりに取り組むことでポイントを貯め、景品との交換に応募できる「健康長寿のまち・京都 いきいきポイント」や、スマートフォン上で健康づくりの記録などができる「健康長寿のまち・京都いきいきアプリ」の活用、市域での自主的・主体的な健康寿命の延伸に向けた健康づくり活動の奨励、普及、推進を図るとともに、その活動が健康寿命の延伸に向けた機運の醸成に貢献すると認められる個人、団体を表彰する「健康長寿のまち・京都いきいきアワード」など「健康長寿のまち・京都」推進プロジェクトの各取組を通じて、市民一人ひとりが、若い世代から主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう支援します。
- 生活習慣病予防のための特定健康診査や後期高齢者健康診査、がん検診等の各種健診についても引き続き取り組んでいきます。

《主な施策・事業》

- 112 健康長寿のまち・京都市民会議と連携した市民ぐるみの健康づくりの取組の推進
- 113 保健福祉センターによる地域における健康づくりへの支援
- 114 「健康長寿のまち・京都」推進プロジェクトの各取組の推進
- 115 フレイル対策の観点からの健康づくりの取組
- 116 ロコモティブシンドローム予防などの推進
- 117 誤嚥性肺炎などの疾病予防や生活の質の向上につながる口腔ケアの推進
- 118 保健福祉センター等における健康づくりサポーター等の育成の推進
- 119 地域での食育活動を推進する食育指導員の養成及び活動支援
- 120 特定健康診査、後期高齢者健康診査、がん検診等の各種健診の実施
- 121 新型コロナウイルス感染者への医療提供体制の確保
- 122 新しい生活スタイルの普及促進
- 123 高齢者のこころのケアの推進
- 124 インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の実施
- 125 健康長寿のための公園づくり（健康遊具の設置）の推進

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 104, 115)	2020年度	2023年度
スポーツ関係のグループやクラブに 週1回以上参加している方の割合	16.1%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

【コラム】介護が必要になった要因は？（2019年度すこやかアンケート調査より）

	運動器機能等の低下				生活習慣病等				その他				
	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節の病気	脊椎損傷	心臓病	糖尿病	脳卒中	腎疾患	視覚・聴覚障害	がん	呼吸器の病気	認知症	パーキンソン病
要支援	16.6%	18.4%	15.5%	11.6%	14.8%	13.2%	10.7%	2.5%	5.7%	7.3%	5.5%	2.5%	3.0%
	62.0%				41.1%				23.9%				
	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節の病気	脊椎損傷	心臓病	糖尿病	脳卒中	腎疾患	視覚・聴覚障害	がん	呼吸器の病気	認知症	パーキンソン病
要介護	15.9%	16.2%	10.1%	8.0%	10.0%	13.1%	24.2%	3.4%	4.8%	8.6%	6.1%	15.9%	7.0%
	50.2%				50.7%				42.3%				

不活発な生活が続くことなどによる運動器機能の低下や生活習慣病等が原因となり、介護が必要な状態になる方が多い状況です。

筋力の低下は、年齢を重ねるにつれてより速く進みますが、高齢期においても適切な運動を行うことで、筋力を維持・向上させることは可能です。そして、筋肉をつけるためにはバランスの取れた食事が欠かせず、食事を美味しく食べるためには、お口の健康を維持することが大切になります。また、近年の研究では、運動や食事は、一人でするよりも仲間と一緒にする方が、介護予防により効果を発揮することがわかっています。つまり、「運動」、「栄養・口腔」、「人とのつながり（社会交流や社会参加）」の取組は相互に影響を及ぼすものであり、合わせて取り組むことが最も効果的なのです。

こうした介護予防・フレイル対策の取組を身近な地域で仲間とともに継続していただけるよう、地域支え合い活動創出コーディネーター、地域介護予防推進センター、高齢サポーター等による立ち上げ支援、運営支援、情報発信等を通じて、地域の「通いの場」の拡充を進めるほか、運動、栄養、口腔に関わる医療専門職による講座や健康相談等の機会を設けることで、「通いの場」における取組内容の充実に向けた支援等を行います。

併せて、自宅でできる運動方法の紹介など、ウイズコロナ社会に対応した介護予防・フレイル対策の普及促進にも取り組みます。

さらに、ケアマネジメントの質の向上に取り組み、栄養や口腔の視点も含めた自立支援を行います。これらの取組の結果として介護保険料の伸びの抑制を図ります。

2 就労支援・担い手づくりと社会参加の推進

(1) 就労支援・担い手づくりの推進

《取組内容》

- 介護予防においては、単に運動機能や栄養状態といった心身機能の維持・改善だけを目指すのではなく、家庭や社会生活で役割を果たすことで、一人ひとりが生きがいを感じ、自己実現に向けた取組ができるよう支援していくことも重要です。
- 元気な高齢者をはじめとする多様な担い手が、高齢者に対する生活支援サービスをはじめ、地域社会の幅広い支え手として活躍できるよう、介護に関する入門的研修や総合事業の「支え合い型ヘルプサービス」の従事者を養成する研修、地域でのボランティア活動や高齢者の生活支援に関心を持つ市民に向けた「地域支え合い活動入門講座」を実施してまいります。さらに「地域支え合い活動創出コーディネーター」による高齢者を支える担い手の支援などに取り組むほか、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等をいかすことができる臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センター事業を推進します。

《主な施策・事業》

- 126 シルバー人材センター事業の推進
- 127 介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援
- 128 地域支え合い活動入門講座の実施
- 129 地域支え合い活動創出コーディネーターによる担い手支援

《主要項目の解説》

127 介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援

これまで介護との関わりがなかった方など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう「介護に関する入門的研修」を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、入職に当たっての様々な不安を払拭することにより、中高年齢者や子育てが一段落した方などの多様な担い手の参入を促進します。さらに、「介護に関する入門的研修」の実施後、介護分野での就労を希望する方には、介護施設・事業所とのマッチング支援を実施し、研修修了者の介護分野への参入を支援します。

また、総合事業の支え合い型ヘルプサービスについて、支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者や訪問介護員のほか、「介護に関する入門的研修」の修了者も従事できることとし、指定事業所による研修修了者への説明会の開催等を通じて、支え合い型ヘルプサービスへの従事も促進してまいります。

128 地域支え合い活動入門講座の実施

ボランティア等の社会活動や高齢者の生活支援に関する基本的知識を学ぶ講座を各区・支所単位で開催するとともに、当該講座の修了者等に対しては地域の生活支援ニーズに応じた講座や、より実践的な講座を提供し、実際に活動を始められるよう支援を行います。これにより、地域における生活支援の担い手の掘り起こしを進めるだけでなく、高齢者が生活支援の担い手として活躍することで、生きがいつくりや介護予防の推進にもつなげます。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 127)	2020年度(9月末)	2023年度
支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者数(累計)※1	1,178人	1,650人※2

※1 2015年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における担い手養成講座の修了者数を含む(2015年度からの累計値)。

※2 2020年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

※3 本市が委託して実施する支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修は、介護に関する入門的研修のカリキュラムを満たす内容で実施する。

目標指標 (関連施策・事業 128)	2020年度(9月末)	2023年度
地域支え合い活動入門講座修了者数(累計)※1	1,571人	2,100人※2

※1 2016年度からの累計値。

※2 2020年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

(2) 社会参加の取組の推進

《取組内容》

- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への代表団派遣や市民すこやかフェアの開催、市バス・地下鉄等の敬老乗車証の交付、すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)で取り組んでいるボランティア活動の推進等を通じた活動内容の充実など、高齢者の社会参加の促進に向けた取組を進めます。

《主な施策・事業》

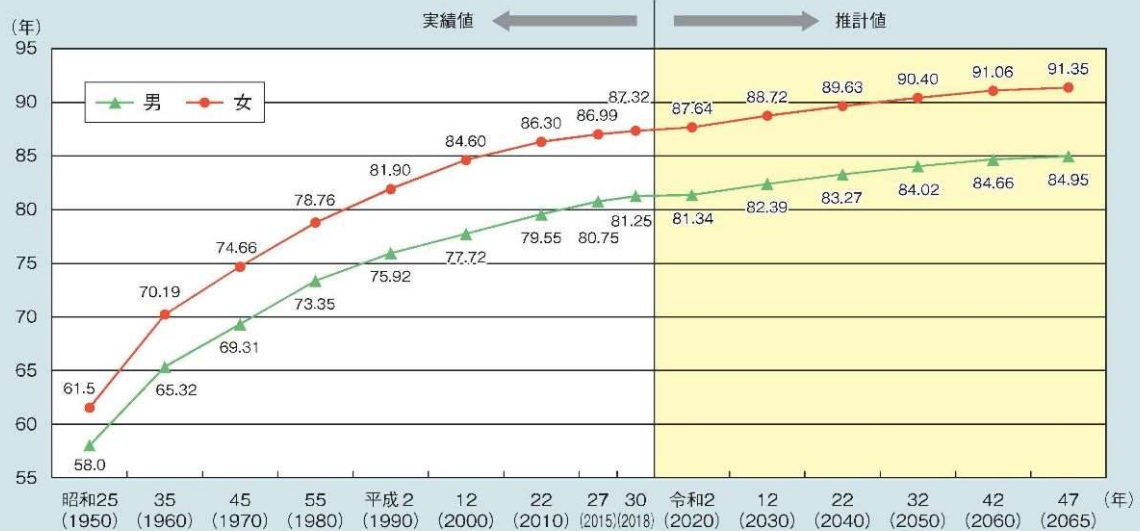
- 130 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への代表団派遣や市民すこやかフェアの開催、敬老乗車証の交付、老人福祉センターの運営等による高齢者の社会参加促進
- 131 新たな敬老乗車証の制度構築
- 132 高齢者の趣味活動に関するサークルの活動支援と情報提供
- 133 すこやかクラブの活性化

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 130～133)	2020年度	2023年度
会やグループ等に参加している方の割合	67.2%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

【コラム】高齢者をはじめとした全ての方が活躍し続けられる社会について



資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2018年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

資料：令和2年度高齢社会白書

我が国の平均寿命は、男女ともに延び続けており、2065年には、男性84.95歳、女性91.35歳となり、女性は90歳を超えることが見込まれています。

人生100年時代を迎える一方で、少子高齢化が一層進行し、2060年には、65歳以上の高齢者1人に対し、64歳未満の世代は1.2人になることが見込まれています。

このように社会構造が変化する中、高齢者の生きがいづくりや健康づくり・介護予防を進めることはもとより、高齢者を含めた全ての方が役割を持ち、お互いに支え合い、その人らしい生活を送ることができる社会をつくっていく必要があります。

このような中、高齢者の活躍がますます期待されており、70歳までの定年引き上げ等を内容とする改正高年齢者雇用安定法が、令和3年4月から施行されるなど、必要な環境整備を含め、高齢者をはじめとした全ての方に社会の支え手として活躍していただくための取組が進められています。

【重点取組２】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

《取組方針》

- 地域共生社会の実現に向けて、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を目指し、関係機関と地域住民とが共に取り組む仕組みづくりを進めます。
- 引き続き認知症の早期発見・早期対応に取り組むとともに、認知症バリアフリー社会の実現に向けて、認知症サポーターの養成等を通じて認知症に関する正しい理解を広めるとともに、認知症サポーターが認知症支援において活躍できる仕組みづくりに取り組みます。
- 増加する一人暮らしの方はもとより、「8050 問題」等の複合的な課題を抱える方々も含め、様々な要援護高齢者を必要な支援につなげていきます。
- 地域支え合い活動創出コーディネーターの活動等を通じて、これまでの取組で大きく進展した居場所の立ち上げに加え、買い物支援等の高齢者の日常生活に密接に関わるサービスの創出にも取り組んでいきます。
- 生涯にわたり本人の権利や意思が尊重されるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用はもとより、「人生の終い支度」の普及・啓発等を促進します。

1 地域で支え合う体制の構築と意識の共有

(1) 地域における日常生活支援の充実

《取組内容》

- 少子高齢化が進み、単身世帯・高齢者のみ世帯が増加する中、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域全体で支え合う体制づくりが重要になります。
- 「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動や「地域支え合い活動調整会議」での協議等を通じ、多分野の関係機関や企業等を含めた地域の多様な主体との連携・協働による、地域の特性に応じた生活支援サービスの創出を推進します。
- 地域支え合い活動創出コーディネーターの取組等を通じて、生活支援サービスを提供する団体間のネットワークを構築し、活動の底上げや活性化を図るとともに、地域の支援ニーズを踏まえた新たな活動展開を支援することで、多様な生活支援サービスの提供体制の構築を図ります。

《主な施策・事業》

- 201 地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議等による、多様な主体との連携に基づく地域特性等に応じた生活支援サービスの創出
- 202 地域支え合い活動創出コーディネーターによる既存の地域資源（居場所等）のネットワーク化及び地域の支援ニーズを踏まえた新たな活動展開への支援
- 203 「健康長寿支え合いネット」の運営等による生活支援サービスの情報提供
- 204 高齢者の消費者被害の救済・防止

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 201)	2020年度（見込み）	2023年度
地域支え合い活動調整会議 を通じて支援した取組等の 数（累計）※ ¹	70	180※ ²

※¹ 2017年度からの累計値。

※² 2020年度末の見込値から加えて、毎年度36以上を目標とする。

【コラム】生活支援サービス創出事例について～生活支援グループの立ち上げ支援～

20年以上、親の介護をした後、70歳でひとり暮らしとなったAさんは、人のため、自分のために自宅を改装して「居場所」を開設しました。近隣の高齢者が集う「居場所」で、利用者から、入院中の花の水やりや電球替え等、生活上のちょっとした困りごとの相談を受けることが増えてきたため、そうした困りごとに対応する活動をしたいと思うようになりました。

Aさんは、「地域支え合い活動創出コーディネーター」が企画実施した担い手養成等を目的とした入門講座を受講し、コーディネーターのアドバイスのもと、受講生の中でメンバーを募り、協議を重ねた結果、「居場所」で相談のあった困りごとを解決するための生活支援グループが立ち上がりました。活動開始後、地域の生活支援グループ同士の情報交換会で、他のグループから「依頼がたくさんあってすごい」との賞賛を受け、Aさんやメンバーにとっては活動を継続していく自信となりました。

（2）地域での相談・見守り体制の充実

＜取組内容＞

- 高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、支援の必要性が相対的に高いひとり暮らし高齢者世帯へ的高齢サポートの専門職員による訪問活動等を通じて、地域福祉組織等との情報共有による地域における見守り体制の充実を進めるとともに、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等による相談・援助活動の推進などに取り組みます。
- ニーズに対応する制度がないような、いわゆる「制度の狭間」にある方や複合的な課題を抱える方への「地域あんしん支援員」による支援や、ひきこもりを含めた地域社会における孤立等の生活上の諸課題を抱え、不良な生活環境を生じさせている方への支援を地域と連携して進めます。

＜主な施策・事業＞

- 205 高齢サポートによるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業の推進
- 206 地域における見守り体制の充実
- 207 民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等による相談活動の推進
- 208 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
- 209 地域あんしん支援員による支援の推進
- 210 不良な生活環境を解消するための支援

- 211 福祉ボランティア活動への支援による福祉の担い手としての市民参加の促進
- 212 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 213 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
- 214 ８０５０問題を含む全年齢層を対象としたひきこもり支援体制の確保

（３）世代を超えて支え合う意識の共有

《取組内容》

- 世代を超えて支え合う意識の共有に向けて、市民すこやかフェアなどを通じて、多世代が交流できる機会づくりに努めるほか、高齢者福祉施設と児童福祉施設等との交流・ネットワークづくりを進めることなどにより、世代間交流の活性化を促します。

《主な施策・事業》

- 215 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベント等における世代を超えた交流機会の拡大
- 216 世代を超えて交流を図るネットワークづくりの促進
- 217 福祉教育・ボランティア学習の推進
- 218 敬老記念品贈呈事業の実施
- 219 福祉のまちづくり体制整備事業を通じた、多様な主体の協働による地域づくりの推進

2 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり

（１）権利擁護の推進

《取組内容》

- 生涯にわたり自分らしく生きていくための大切な備えとして、元気なうちから自分自身のこれからの過ごし方を見つめて、様々な希望を家族等と一緒に考え、共有する「人生の終い支度」について、長寿すこやかセンター等を通じた普及・啓発に取り組むほか、ひとり暮らしの高齢者等が遺された家財の整理など、地域の支え合いでは実施が困難な日常生活に関する課題に対応する施策に取り組みます。

《主な施策・事業》

- 220 単身高齢者万が一あんしんサービスによる一人暮らし高齢者への支援
- 221 長寿すこやかセンター等による「人生の終い支度」に関する知識の普及・啓発の促進
- 222 権利擁護に関する制度の周知・広報及び相談事業の推進
- 223 高齢者虐待の早期発見・早期対応など区役所・支所と高齢サポートを中心とした関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 224 成年後見支援センターを中核機関とする成年後見制度の利用支援
- 225 成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成
- 226 京都市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の利用促進
- 227 虐待に関する周知・啓発、研修会等の実施

228 虐待等の緊急時に一時的避難ができる場所の確保

229 高齢外国籍市民への支援

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 224)	2020年度(見込)	2023年度
成年後見支援センターへの 相談件数(累計)	8,483件	12,383件※

※ 2012年度からの累計値。2020年度末の見込値から加えて、単年度件数の毎年度3%増加を目標とする。

(2) 認知症の方を地域で見守る施策の推進

＜取組内容＞

- 認知症の人に対しては、早期発見、早期相談、早期診断から介護サービス等の生活支援まで、状態に応じて、連続性のある支援を行うことが必要であることから、引き続き、認知症が疑われる人やその家族に早期にかかわり、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」の活動を促進します。
- また、「認知症初期集中支援チーム」と認知症疾患医療センター、高齢サポート、長寿すこやかセンターなどの相談支援機関、認知症サポート医、かかりつけ医等の医療機関、生活支援を行う介護サービス事業者、認知症地域支援推進員等による連携体制の強化を図ります。
- 認知症に関する正しい知識を学び、地域において認知症の方を温かく見守る「認知症サポーター」を引き続き養成するとともに、認知症の人本人・家族の支援ニーズと認知症サポーターをはじめとした支援者を繋ぐ仕組みの構築に取り組み、地域支援体制の強化を図ります。
- 認知症の方が行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期に発見できる仕組みとして策定した、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」の円滑な運用や、日常生活賠償保険付き高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用促進により、認知症高齢者の行方不明対応の更なる強化に取り組みます。
- 長寿すこやかセンターにおいて、認知症高齢者（若年性認知症を含む）に関する相談事業や認知症の人の介護家族交流会を引き続き実施し、認知症高齢者や介護家族への支援に取り組みます。
- 若年性認知症支援については、介護・障害の両分野の支援者を対象とした研修等による支援ノウハウの共有等に取り組みます。さらに、医療や介護サービスへのつながりだけでなく、就労継続や社会参加等、個々の状態に応じたきめ細やかな支援を提供するコーディネーターを新たに配置するとともに、京都府とも連携し、市民や企業等への若年性認知症に関する一層の周知啓発に取り組みます。
- 認知症の原因の一つである動脈硬化症や脳卒中等の生活習慣病の予防に関する知識について、保健福祉センターでの健康教室等において普及啓発を進めます。

《主な施策・事業》

- 230 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発
- 231 日常生活賠償保険付き高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用促進 《新規》
- 232 認知症高齢者の行方不明対応の仕組みの運用 《充実》
- 233 長寿すこやかセンターによる認知症に関する相談事業や介護講座の実施及び介護者への支援の推進
- 234 認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修の実施
- 235 かかりつけ医及び病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修の実施
- 236 認知症サポーターの養成
- 237 認知症サポーター活動促進事業の実施 《新規》
- 238 認知症サポーターの活用による認知症カフェや居場所等の運営支援 《充実》
- 239 認知症の人の社会参加の更なる促進 《充実》
- 240 京都市版認知症ケアパスの普及・啓発
- 241 認知症初期集中支援チームなどによる認知症の初期段階での対応
- 242 認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターをはじめとする医療・介護・福祉の関係機関の連携強化
- 243 若年性認知症の人と家族を支援するコーディネーターの配置等若年性認知症施策の推進 《充実》
- 244 保健福祉センター保健師・高齢ケースワーカーによる認知症の方がいる世帯への訪問支援の実施

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 230)	2019年度	2023年度
京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」における事前登録者数	1,351人	2,500人※

※ 毎年285名（直近3年間の平均増加数）の増加を目標とする。

目標指標 (関連施策・事業 241, 242)	2019年度	2023年度
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合※	90.5%	同水準を維持

※ 介入時に医療または介護サービスにつながっていなかった対象者のうち、支援終了時に医療または介護サービスにつながった対象者の割合

【重点取組３】住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保と支援の充実

《取組方針》

- 地域ケア会議等を軸として、日常生活圏域を構成する学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」づくりに引き続き取り組みます。
- 高齢サポートが地域支援の中核機関としての役割を一層発揮していくため、地域で協働する関係機関等との連携強化を図ります。
- 在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組みます。
- 高齢者個人の生活課題に対して、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけられる介護人材を育成し、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応できる体制の強化を図ります。
- 24 時間対応型の在宅サービスや、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの重点的な整備等、引き続きできるだけ身近な地域での介護サービス基盤整備を進めるとともに、高齢期の住替えについての選択の幅を広げるため、多様なすまいの集積とすまい・生活支援事業等のサービスの充実に努めていきます。
- 若年人口の減少に伴う担い手不足に対応していくため、関係団体と連携し、介護職の社会的評価を高めるとともに、ICT・IoT の活用等による介護現場の生産性向上や、外国人介護人材をはじめとする介護の担い手の裾野拡大を促進します。

1 地域での支援ネットワークの強化

(1) 地域ケア会議の充実

《取組内容》

- 市域、区域、日常生活圏域、学区域、個別の各階層において、地域ケア会議を開催します。また、各階層別の地域ケア会議の開催を通じて、高齢者支援の個別ケースについて検討を行うことを起点として、多職種の関係機関とのネットワーク構築を図り、高齢者個人に対する支援を充実するとともに、地域課題を抽出・整理し、課題に対応していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図ります。
- 地域ケア会議の中で明らかになった生活支援等に関する地域課題については、「地域支え合い活動調整会議」に引き継ぎ、新たなサービスの創出等に向けた検討や取組を進めていくなど、課題に応じて関連する会議体やネットワークと連携して対応していきます。

《主な施策・事業》

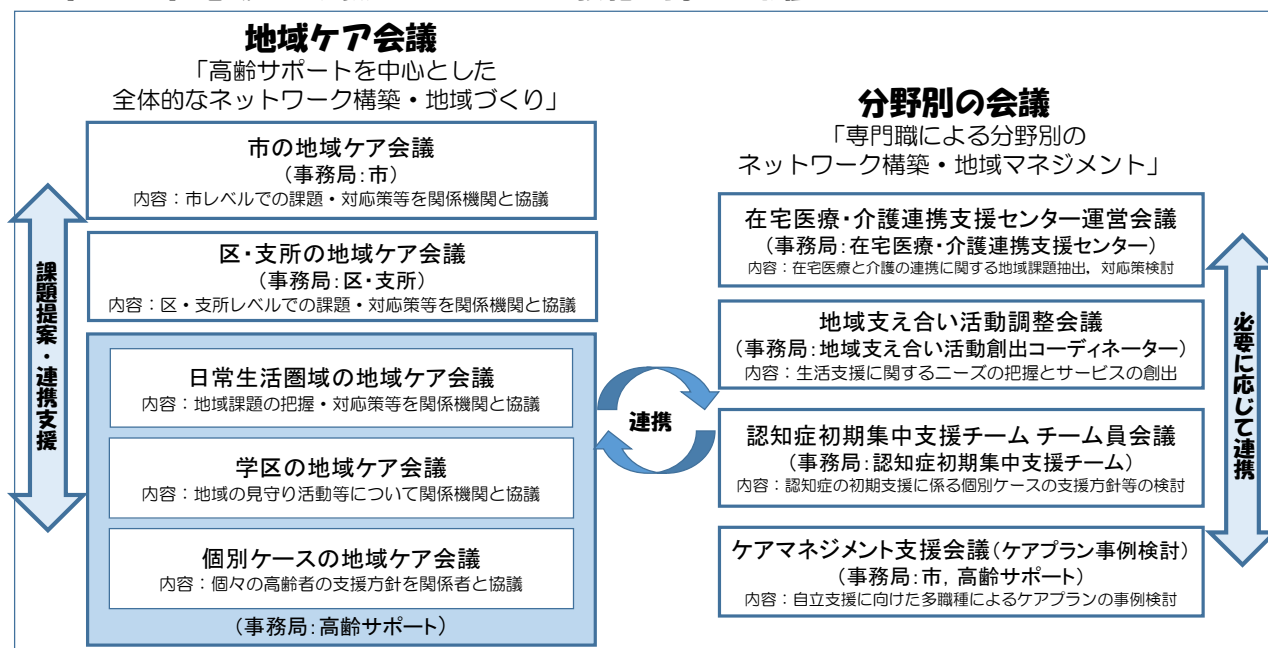
- 301 市域、区域、日常生活圏域、学区域、個別の各層における地域ケア会議の推進
- 302 医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働の推進
- 303 地域支え合い活動調整会議など分野ごとの地域ネットワークとの連携
- 304 個別ケースの検討を起点とする地域課題の抽出・整理と対応

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 304)	2019年度	2023年度
個別ケースの地域ケア会議の開催回数	255回	366回※

※ 各高齢サポートで年6回以上の開催を目標とする。

【コラム】地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



(2) 高齢サポートの機能の充実

《取組内容》

- 地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療の面から総合的に支援するための身近な相談先である高齢サポートについて、引き続きその役割が発揮できるよう、運営体制や機能の充実に取り組みます。
- 認知症や障害、ひきこもりなど、複合化した支援ニーズを抱える方が適切な支援につながるよう、高齢サポートと各分野の関係機関との更なる連携強化を推進します。
- 高齢サポートの事業評価の実施により、業務の状況を把握し、適切な事業運営や機能強化につなげるとともに、評価結果に関する検討等を通じて本市と高齢サポートの連携強化を図ります。

《主な施策・事業》

- 305 高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上
- 306 認知症や障害、ひきこもりなどの複合化した支援ニーズへの対応に向けた関係機関との連携強化 《充実》
- 307 高齢化の進展等に対応した高齢サポートの運営体制の強化
- 308 高齢サポートの情報発信の推進
- 309 高齢サポートの適切な運営及び評価の実施 《充実》

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 307)	2020年度	2023年度
高齢サポートを認知している人の割合	55.0%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

2 医療と介護の連携強化

《取組内容》

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを生涯にわたり続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するためには、医療機関と介護事業所等の関係者の連携・協働が重要です。
- 本市では、市内8箇所に設置した「在宅医療・介護連携支援センター」において、地域の医療・介護の資源の把握・情報共有や、在宅医療・介護関係者からの相談対応・研修の実施等を通じて、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境の整備を推進します。
- また、同センターにおいては、市民が在宅での療養が必要になった際に適切なサービスを選択できるよう、在宅医療・介護に関する講演会の開催等を通じて、市民の在宅医療・介護についての理解の促進にも取り組みます。
- 在宅療養中の高齢者が体調を崩し在宅での対応が困難になった際に、円滑に病院で受診し必要に応じて入院できるよう支援する「在宅療養あんしん病院登録システム」や「看取り対策プロジェクト」、「多職種協働による在宅医療を担う人材（在宅療養コーディネーター）育成事業」等、京都地域包括ケア推進機構によるオール京都体制での取組とも連携し、在宅療養支援の推進を図ります。

《主な施策・事業》

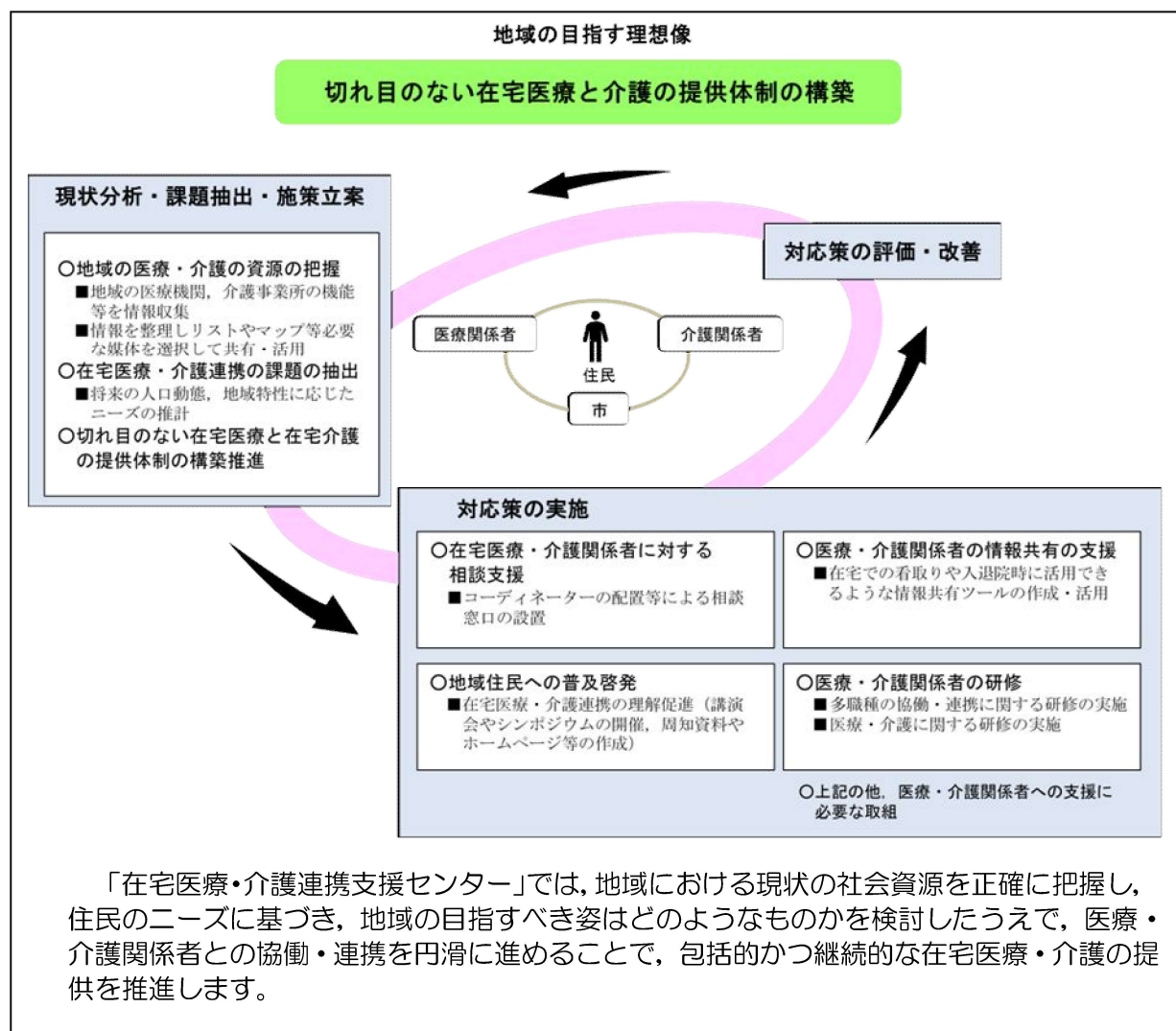
- 310 在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じた多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築推進
- 311 医療・介護・福祉関係者への在宅医療・介護連携支援センター業務の周知の強化《**充実**》
- 312 在宅での看取りや認知症ケアを含む在宅療養支援の推進
- 313 在宅療養あんしん病院登録システムの推進
- 314 在宅医療に必要な訪問系サービスをはじめとした介護サービス等の供給量の見込みの検討と必要なサービス供給量の確保
- 241 認知症初期集中支援チームなどによる認知症の初期段階での対応＜再掲＞
- 242 認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターをはじめとする医療・介護・福祉の関係機関の連携強化＜再掲＞

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 310, 311)	2019年度	2023年度
在宅医療・介護連携支援センターの 相談受付件数	1,057件	1,300件※

※ 他都市の状況を参考に、1センターにおける月あたりの相談受付件数の下限を10件と設定し、それを上回っているセンターの実績を上乗せして見込んだ数値を目標とする。

【コラム】在宅医療・介護連携支援センターにおける医療・介護連携推進の取組



3 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

(1) 安心して暮らせる住まいの確保等

《取組内容》

- 京都市居住支援協議会における、ひとり暮らしの高齢者の方等への低廉な民間賃貸住宅への入居支援と、社会福祉法人による定期的な見守り等のサービスの一体的な提供（高齢者すまい・生活支援事業）の実施や、高齢であることを理由に入居を拒まれることのない住宅や不動産業者（仲介業者等）を登録する「すこやか賃貸住宅」登録制度の普及促進に取り組むとともに、住宅のバリアフリー化改修に対する低利の融資制度、京（みやこ）安心すまいセンターにおける「すまいの相談」などを通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向けた取組を進めます。
- 集積場所にごみを出すことが困難なひとり暮らしの要介護高齢者等に対して、自宅の玄関先までごみの回収に伺う「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を実施し、ごみが出されていない場合は、登録された連絡先への連絡や、希望される方にはインターホンを利用した声かけを行います。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が適切に運営され、高齢者が安心して暮らせるよう、必要な助言・指導を行うほか、養護老人ホームや、軽費老人ホームに対する運営上の助言等の支援や、高齢者福祉施設の耐震化、老朽化、防災対策についても必要な指導・助言等の支援を行います。

《主な施策・事業》

- 315 居住支援法人の設置等による高齢者への居住支援の促進
- 316 民間住宅に円滑に入居するための支援（高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」登録制度の普及促進等）
- 317 多様な住まいについての情報提供
- 318 安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援
- 319 専門家による高齢者の状態に応じた住宅リフォーム等への支援
- 320 長寿すこやかセンターによる福祉用具に関する相談の実施
- 220 単身高齢者万一あんしんサービスによる一人暮らし高齢者への支援＜再掲＞
- 321 ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施
- 322 サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対する適切なサービス提供のための指導
- 323 養護老人ホーム及びケアハウスの運営や取組等への支援
- 324 介護サービス相談員の有料老人ホーム等への派遣《新規》
- 325 未届有料老人ホームの早期発見と届出指導
- 326 高齢者の住替えニーズの選択の幅を広げるための良質な有料老人ホームの整備支援《新規》

(2) 防火・防災体制の推進

《取組内容》

- 災害発生時に要介護の高齢者等をはじめとした自力で避難することが困難な方の迅速な避難支援を行うため、地域福祉組織等と連携し、避難支援体制の確保に取り組めます。
- 平成29年6月の水防法等の改正を受け、洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設は、水災害時の避難確保計画の策定が義務付けられており、計画の策定勧奨に取り組むとともに、実効性の確保に努めていきます。
- 高齢者の住まいと暮らし、いのちを守るため、消防職員が、災害時に自ら避難することが困難な高齢者宅を訪問し、防火や防災に関する安全指導を行う取組を推進します。

《主な施策・事業》

- 327 避難行動要支援者名簿の活用による災害時の避難支援体制の確保
- 328 高齢者福祉施設等における避難確保計画作成の徹底
- 329 重度障害者の個別避難計画の作成
- 330 防火・防災・救急に関する研修による安心アドバイザーの養成
- 331 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発
- 332 民間団体と連携した防火・防災対策
- 333 福祉避難所の設置促進

4 介護サービスの充実

(1) 介護サービスの充実

《取組内容》

- 要介護者の在宅生活を支えるために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進します。また、在宅での生活が困難となった重度の要介護者を支えることができるよう、用地確保の困難化に対応した特別養護老人ホームの整備促進策の推進などにより、必要な介護サービス供給量の確保に取り組めます。
- 「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービス基盤（特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護等）を充実するとともに、地域密着型通所介護（小規模デイサービス）及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施により、小規模多機能型居宅介護などの中重度者の在宅生活を支えるサービスへの担い手の誘導を図ります。
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなる共生型サービスの設置、介護療養型医療施設の転換支援、入居者一人ひとりの個性や生活リズムに応じた暮らしが可能となる、特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進などに取り組めます。

《主な施策・事業》

- 334 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実
- 335 中重度者の在宅生活を支えるサービス（（看護）小規模多機能型居宅介護等）への担い手の誘導に向けた、地域密着型通所介護（小規模デイサービス）及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施
- 336 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携など、地域に開かれた施設運営の推進
- 337 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなる共生型サービスの設置
- 338 在宅生活が困難な中重度者を支える施設としての特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と在宅復帰・在宅療養を支援する施設としての介護老人保健施設の充実
- 339 用地確保の困難化に対応した新たな特別養護老人ホームの整備促進策の推進（市街化調整区域における整備、特養のユニット定員の緩和）
- 340 特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進
- 341 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用
- 342 できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進
- 343 介護療養型医療施設の転換支援
- 344 地域分析に基づく必要な介護サービス量の見込みの検討及びサービス供給量の確保
- 110 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防活動の場への外出支援等の新たなサービスの実施＜再掲＞
- 345 老朽化した特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの移転新築支援《新規》
- 346 地域における介護ニーズの変化を踏まえた公設施設のあり方の検討《新規》
- 347 寄附物件から地域密着型特別養護老人ホーム整備につなげる取組の推進

《主要項目の解説》

- 334 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実

政府は「一億総活躍社会」に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）において、実現すべき目的である「新三本の矢」のうち、「安心につながる社会保障」の取組として「介護離職ゼロ（仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす）」の実現を推進するとしています。同プランにおいては、2020年代初頭までに全国で約12万人分のサービス基盤を上乗せ整備することとされ、本市においても、61ページの整備等目標数において必要量を見込んでいます。

【数値目標】主な施設・居住系サービスの整備等目標数

(人分)

目標指標 (関連施策・事業 335)	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	6, 763	6, 883	6, 993	7, 103
認知症高齢者グループ ホーム(認知症対応型共 同生活介護)	2, 451	2, 532	2, 604	2, 654
介護専用型特定施設	2, 223	2, 406	2, 589	2, 772

(2) 介護保険事業の円滑な運営

《取組内容》

- 介護保険事業の円滑な運営に向けては、介護予防やリハビリテーション等の適切なサービス利用による能力の維持向上の大切さや、要介護者の尊厳保持、利用者の選択に基づく心身の状況に応じた適切なサービスの提供、さらには介護保険事業に要する費用の公平負担など、介護保険法の理念や介護サービス内容について、介護サービス内容等を紹介したガイドブック「すこやか進行中!!」などを通じて、分かりやすい情報提供に努め、介護保険制度の仕組みや介護保険サービスに関する普及・啓発に取り組めます。
- 認定調査員や介護認定審査会委員への研修などを通じた要支援・要介護認定の適正な実施、介護サービス事業者の適正な指定や指導監督の実施、地域の介護サービス事業者間の情報交換や事例検討の実施、介護保険給付費明細通知の定期的な送付による不正・不当な介護報酬の請求の防止などを通じて、適正なサービスの利用・提供に向けた取組を進めます。
- 介護保険料の確実な徴収に引き続き取り組むとともに、保険料の納付が困難な第1号被保険者に対しては、個別事情に応じ、きめ細かな納付相談を行うほか、経常的に低所得の状態にある方を対象とした本市独自の保険料減額制度を実施します。

《主な施策・事業》

- 348 自立支援、介護予防の理念を踏まえた介護保険制度の仕組みに対する市民の理解の促進
- 349 認定調査員による認定調査と認定審査会における要支援・要介護認定の適正な実施
- 108 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実<再掲>
- 350 介護サービス事業者の適正な指定、指導監督の実施
- 351 地域において開催される介護サービス事業者、高齢サポート、居宅介護支援事業所その他関係機関が参画する会議を通じた連携の促進
- 352 給付適正化事業(介護保険給付費明細通知の送付、医療情報との突合・給付実績の縦覧点検等)の実施
- 353 介護サービスの普及・啓発の推進
- 354 介護保険料の確実な徴収

355 低所得者に対する介護保険料や利用料等に係る支援

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 349)	2019年度	2023年度
指定市町村事務受託法人の認定調査員に占める認定調査員現任研修修了者の比率	49.7%	70%※

※ 指定市町村事務受託法人に所属する認定調査員の現任研修修了者の2017年度における比率は、法人によって40%台から70%台までばらつきがあることから、第7期中は、全体的な底上げを図るため、全法人が70%を超えることを目指す。

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修が開催できなかったため、2019年度の実績を記載。

目標指標 (関連施策・事業 352)	2019年度	2023年度
①認定調査員現任研修受講者数	656人	680人
②委託先が実施する認定調査への同行回数	23回	100回
③点検を行ったケアプラン数	298件	430件
④医療情報の突合件数	18,721件	19,000件
⑤給付実績の縦覧点検件数	25,502件	26,000件

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症による影響があるため、2019年度の実績を記載。

(3) 家族介護者等に対する支援の充実

《取組内容》

- 家族介護者支援のために、長寿すこやかセンターが実施している家族介護者の交流会や相談事業を引き続き実施します。
- 働き方改革の推進など、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組を通じて、介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくりに取り組むとともに、介護サービス基盤の充実、地域で支え合う地域共生のまちづくりや子育て支援施策の推進などを通じて、育児に当たる世代が、仕事をしつつ、同時に親等の介護も担う、いわゆる「ダブルケア」などの複合的な課題を抱えた方も含め、家族介護者の支援に取り組めます。
- ヤングケアラーの課題解決には、介護を必要とされる方と介護をする方の双方の状況に応じた適切なサービスの利用に結びつけることが重要であり、介護サービスの充実を図るとともに、ケアマネジャーがサービス利用に係るケアプランを作成する際に、家族の状況や介護負担等が十分考慮されるように取組を進めます。

《主な施策・事業》

- 356 長寿すこやかセンター等による家族介護者が集まって交流や情報交換をする場の
情報提供
- 233 長寿すこやかセンターによる認知症に関する相談事業や介護講座の実施及び介護
者への支援の推進＜再掲＞
- 334 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老
人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設
入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実＜再掲＞
- 342 できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護、
（看護）小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進＜
再掲＞
- 357 あんしんネット119（緊急通報システム）等の在宅福祉サービスの推進
- 358 介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくり（介護休業・介護休暇等を
利用しやすい職場づくり、仕事と介護の両立に関する情報提供等）
- 359 ダブルケアなどの複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者支援の推進
- 360 ヤングケアラーに対する支援の推進

5 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

（1）介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

《取組内容》

- 新たな担い手の確保に向け、介護・福祉職の職業としての魅力や、やりがいについ
ての啓発や、介護福祉士や訪問介護員等の資格を有していながら介護分野に就業して
いない方（潜在的有資格者）の掘り起こしに取り組むほか、ICT・介護ロボットの普
及促進、介護に関する入門的研修の実施、高齢者が働き続けられる仕組みづくりなど、
京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老
人保健施設協会との連携により、更なる担い手確保の取組の検討を行います。
- 地域支援に携わるコミュニティケアワーカーを養成し、日常生活圏域や学区等
で活動する小規模多機能型拠点等への配置を進めていきます。
- 業務効率化や介護の担い手がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り
組むモデル施設の育成及び好事例集の周知など、介護現場革新の取組を進めます。
- 業務効率化の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に
基づき、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化を進めます。

《主な施策・事業》

- 361 京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護
老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施（ICT・介護ロボットの普
及促進、介護に関する入門的研修の実施、高齢者が働き続けられる仕組みづくり、
外国人介護人材の受入れ支援等、訪問介護員をはじめとする担い手確保・定着及び
育成策の検討）
- 362 介護職場の魅力発信に係る取組（中学校家庭科授業における高齢者介護に関する研
究授業の実施等）や介護職員の社会的評価を高める取組の推進

- 363 京都府、大学等との連携による福祉の担い手確保の推進
- 364 「京（みやこ）福祉の研修情報ネット」の運用によるだれもが受講しやすい研修の受講環境の構築と、潜在的有資格者の掘り起こし
- 365 地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修の実施《**充実**》
- 366 介護現場における業務仕分けや介護分野の文書負担軽減による業務効率化の推進並びに介護現場革新策の研究・推進《**新規**》
- 367 介護職員のキャリア・専門性に応じた業務の区分け等による効率的な事業運営の推進《**新規**》

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 365)	2020年度	2023年度
コミュニティケアワーカーの研修修了者数（累計）	—	50名

《主要項目の解説》

361 京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施（ICT・介護ロボットの普及促進、介護に関する入門的研修の実施、高齢者が働き続けられる仕組みづくり、外国人介護人材の受入れ支援等、訪問介護員をはじめとする担い手確保・定着及び育成策の検討）

担い手確保に向け、例えば、従事者の負担軽減に資する ICT・介護ロボットの導入、希望に応じた定年延長等による高齢者等が介護現場で働き続けられる仕組みづくり、介護に関する入門的研修の実施、外国人介護人材の受入れ支援等の取組について、関係団体と連携して検討を進めます。

365 地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修の実施《**充実**》

小規模多機能型居宅介護事業所では、管理者層が核となり地域づくり、地域住民への支援の取組を進めており、地域ケア会議など地域と連携する場面等で、当事者を代弁する立場で発言でき、当事者と家族、地域等との関係性を意識した働きかけができる専門職人材の育成が、今後の地域連携と地域包括ケアシステムの構築に有効であることから、日常生活圏域や学区域等で活動する小規模多機能型拠点等の管理者や計画作成担当者などリーダー層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修を実施し、地域包括ケアの充実に取り組みます。

(2) 介護サービスの質的向上

《取組内容》

- 介護サービスの質的向上に向けては、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション等のリハビリテーションサービスを提供するほか、リハビリテーション専門職による効果的な運動プログラムの実施に関する助言など、利用者の自立支援に資するサービス事業者への技術支援に取り組みます。
- 長寿すこやかセンターや京都市老人福祉施設協議会等の医療・介護分野の関係団体における介護サービスに携わる職員に対する各種研修（認知症高齢者を介護する職員等の知識・技術の向上、介護指導者の養成、介護支援専門員の知識・技術の向上等）の実施や、事業所内における計画的な職員研修の実施を促すなど、職員の資質の向上や介護サービスの質の確保を図ります。また、虐待防止に向けた指導など、施設・事業所内での虐待防止の徹底に取り組みます。
- 利用者や家族からの苦情・相談については、区役所・支所での対応のほか、京都府国民健康保険団体連合会等とも連携して対応するとともに、必要に応じ、介護サービス事業者等への指導・助言を行います。
- 利用者・家族と施設等との間に立って両者の橋渡しを行うとともに、利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的に、介護サービス相談員を介護保険施設等に派遣するほか、本市も参画する京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構において介護事業所の第三者評価を行うなど、事業所におけるサービスの改善等の取組を支援します。

《主な施策・事業》

- 368 施設内感染防止の取組推進 **《充実》**
- 369 施設における新型コロナウイルス感染発生時の衛生資材の供給、事業者団体との協定に基づく施設間の職員相互派遣制度の運用や職能団体との連携による介護・看護体制の確保等、サービス継続のための支援の実施
- 370 事業者への助言や施設内外での研修の計画的な実施の促進など事業所におけるサービスの質の向上への支援
- 371 介護サービス従事者に対する認知症ケア技術の向上研修をはじめとした各種研修の実施 **《充実》**
- 372 リハビリテーション専門職等による自立支援に向けたリハビリテーションサービスの提供及びサービス事業者への技術支援
- 373 施設・事業所における虐待の防止の徹底
- 374 介護福祉士等によるたん吸引等の実施のための取組支援
- 375 介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応
- 376 介護サービス相談員によるサービスの質的向上
- 377 介護サービス事業者に関する第三者評価の推進

《主要項目の解説》

368 施設内感染防止の取組推進《充実》

高齢者は、感染症に感染した時に重症化するリスクがあります。また、高齢者が集団で生活している入所施設は、集団感染のリスクが高くなります。

そのため、入所施設における感染症の集団感染を防止するため、感染対策の専門家と連携し、講義のほか、ケーススタディ等の実践的な取組を通じて、感染対策のリーダーを務められる職員を育成します。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 370)	2020年度 (7月利用分)	2023年度
「短期集中(個別)リハビリテーション実施加算」(訪問リハビリテーション, 通所リハビリテーション, 短期入所療養介護)の算定者数	890人	増加

目標指標 (関連施策・事業 368~377)	2020年度	2023年度
75歳以上84歳以下の方で、 手段的自立度の評価が低下者とされた方の割合※ ¹	9.4%※ ²	下降

※¹ 活動的な日常をおくるための能力(手段的自立度: IADL)を5点満点で評価し、4点以下を「低下者」としている。

※² 2019年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

第6章 介護サービス量の推計

第8期プランの計画期間中（令和3年度～令和5年度）における介護サービス量について、次の手順で推計を行いました。

1 第1号被保険者数の推計

令和5年度までの各年度及び令和7年度並びに令和22年度における第1号被保険者数について、住民基本台帳の推移から推計を行いました。

その結果、第1号被保険者数は、令和5年度には393,975人、令和7年度には392,966人と微減し、その後、増加に転じ、令和22年度には411,801人となる見込みです。

■ 第1号被保険者数の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者数	395,742人	394,645人	393,975人	392,966人	411,801人
65～74歳	185,542人	175,033人	164,945人	149,922人	192,815人
75歳以上	210,200人	219,612人	229,030人	243,044人	218,986人
75歳以上比率	53.1%	55.6%	58.1%	61.8%	53.2%

※ 第1号被保険者数は住民基本台帳人口から推計するため、第2章1(1)の65歳以上人口（4ページ）と一致しない

2 要支援・要介護認定者数の推計

令和5年度までの各年度及び令和7年度並びに令和22年度における要支援・要介護認定者数について、第7期プラン計画期間中の認定率の動向をもとに、59ページの表のとおり推計しました。

推計に当たっては、「要支援・要介護度（7区分）」、「5歳ごとの年齢区分（6区分）」、「性別（2区分）」の84グループに分け、認定率の傾向を踏まえるなど、年度ごとの要介護度別・年齢階層別・性別の認定者数といった詳細な推計を行っています。

その結果、要支援・要介護認定者数は、令和5年度には99,607人、令和7年度には102,611人、令和22年度には107,511人となる見込みです。

また、第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率は、令和5年度には24.90%、令和7年度には25.73%、令和22年度には25.82%となる見込みです。

■ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推計

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者数	395,742	394,645	393,975	392,966	411,801
認定者数	94,405	97,254	99,608	102,613	107,511
要支援1	11,450	11,788	12,080	12,411	11,855
要支援2	16,171	16,632	17,023	17,491	17,131
要介護1	15,664	16,131	16,514	16,982	17,297
要介護2	19,822	20,406	20,880	21,488	22,800
要介護3	13,478	13,918	14,274	14,762	16,490
要介護4	10,320	10,657	10,930	11,322	12,904
要介護5	7,500	7,722	7,907	8,157	9,034
うち、 第1号被保険者数	92,916	95,760	98,113	101,122	106,332
認定率(%)	23.48	24.26	24.90	25.73	25.82

3 施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定

令和5年度までの各年度における施設・居住系の各サービスの利用者数について、60ページの表のとおり推計を行いました。

推計に当たっては、第7期プランまでの推計方法の基本的な考え方を踏襲(※)しつつ、第7期プランの推計方法と利用実績を比較し、乖離があるものについては見直しを行いました。

この結果、施設・居住系サービスの利用者数の合計は、令和5年度には18,040人となる見込みです。

※ 施設・居住系サービスにおいて想定される利用者の要介護度(例えば、介護老人福祉施設の場合、要介護3～5)の認定者数に対する割合が、第7期プランと概ね同水準になるように推計

■ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

(人)

	サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設サービス	① 介護老人福祉施設	6,573	6,782	6,953
	② 介護老人保健施設	3,677	3,788	3,878
	(うち介護老人保健施設(従来型))	(3,578)	(3,689)	(3,779)
	(うち介護療養型老人保健施設)	(99)	(99)	(99)
	③ 介護療養型医療施設	240	196	—
	④ 介護医療院	1,627	1,671	1,840
	小 計 (① ~ ④)	12,117	12,437	12,671
居住系サービス	⑤ 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2,331	2,403	2,461
	⑥ 特定施設入居者生活介護 (介護専用型特定施設)	2,203	2,270	2,325
	⑦ 特定施設入居者生活介護 (混合型特定施設)	583	583	583
	小 計 (⑤ ~ ⑦)	5,117	5,256	5,369
合 計		17,234	17,693	18,040

※ 介護療養型医療施設については、令和5年度末をもって、全施設が介護医療院への転換等により廃止予定。

整備等目標数については、サービス種別ごとに、60ページにおいて推計を行った利用者が利用可能となるよう、必要量を見込むとともに、一部サービスは「介護離職ゼロ」の実現に向けた必要量を上乗せして設定しています。

■ 介護保険施設の整備等目標数 (人分)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 介護老人福祉施設	6,883	6,993	7,103
② 介護老人保健施設	4,271	4,271	4,271
(うち介護老人保健施設(従来型))	(4,172)	(4,172)	(4,172)
(うち介護療養型老人保健施設)	(99)	(99)	(99)
③ 介護療養型医療施設	288	288	0
④ 介護医療院	2,138	2,138	2,138

■ 居住系サービス事業所の整備等目標数 (人分)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑤ 認知症高齢者グループホーム	2,532	2,604	2,654
⑥ 介護専用型特定施設	2,406	2,589	2,772
⑦ 混合型特定施設	1,581	1,581	1,581

■ 「介護離職ゼロ」の実現に向けたサービス必要量(再掲) (人分)

	第8期計画期間(令和3～5年度)中	
	うち「介護離職ゼロ」分	整備等目標数
① 介護老人福祉施設	150	340
⑤ 認知症高齢者グループホーム	193	203
⑥ 介護専用型特定施設	447	549

4 居宅系サービスの利用量の推計

居宅系サービスの利用対象者数は、要支援・要介護認定者数から、施設サービス利用者数及び居住系サービス利用者数を差し引いた数値としています。

■ 居宅系サービス利用対象者数の見込み

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 要支援・要介護認定者数	94,404	97,253	99,607
② 施設サービス利用者数	12,117	12,437	12,671
③ 居住系サービス利用者数	5,117	5,256	5,369
④ 居宅系サービス利用対象者数 【①－(②＋③)】	77,170	79,560	81,567

各居宅系サービスの利用量について、基本的には、令和3年度以降の各サービスの利用割合（推計）を実績から算出し、それらを利用対象者数に乗じて、63ページの表のとおり推計しました。

なお、介護保険制度では保険者である市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう公募制や指定を行わないことができる等の総量規制の仕組みが設けられており、本市においても、地域包括ケアを推進するうえで大きな役割が期待される「小規模多機能型居宅介護等（※）」への担い手の誘導と普及を促進する観点から、年度ごとに一定の条件に該当する日常生活圏域において、新規の地域密着型通所介護（小規模デイサービス）及び通所介護の事業者指定を行わない仕組みを導入しており、地域密着型通所介護及び通所介護の過当競争の抑制を図るとともに、より必要とされる介護サービスの一層の普及を進めることを前提として、利用者数の推計を行っています。

※ 小規模多機能型居宅介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，看護小規模多機能型居宅介護

<総量規制の条件>

次の①，②の両方に該当する日常生活圏域を総量規制の対象圏域としています。

- ① 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり、当該圏域における地域密着型通所介護のサービス供給量が京都市民長寿すこやかプランに定める見込み量に達している。
- ② 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり、当該圏域における地域密着型通所介護及び通所介護のサービス供給量の合計が京都市民長寿すこやかプランに定める見込み量に達している。

■ 各居宅系サービスの利用量（推計）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	居宅サービス	訪問介護	4,150,061 回	4,342,525 回	4,487,192 回
		訪問入浴介護	69,118 回	71,594 回	73,780 回
		訪問看護	1,008,248 回	1,079,641 回	1,128,022 回
		訪問リハビリテーション	414,949 回	427,109 回	437,653 回
		居宅療養管理指導	181,068 人	190,608 人	196,788 人
		通所介護	1,804,422 回	1,875,461 回	1,937,862 回
		通所リハビリテーション	461,135 回	464,263 回	460,754 回
		短期入所生活介護	403,595 日	431,158 日	451,402 日
		短期入所療養介護	73,456 日	77,270 日	80,162 日
		福祉用具貸与	377,064 人	399,348 人	417,504 人
		特定福祉用具販売	5,484 人	5,724 人	5,868 人
		住宅改修	4,068 人	4,200 人	4,308 人
		居宅介護支援	487,992 人	504,888 人	518,004 人
地域密着型サービス	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11,052 人	11,532 人	12,084 人
		夜間対応型訪問介護	14,256 人	14,352 人	14,664 人
		認知症対応型通所介護	68,821 回	71,574 回	73,825 回
		小規模多機能型居宅介護	20,448 人	21,588 人	22,452 人
		看護小規模多機能型居宅介護	2,376 人	2,448 人	2,508 人
		地域密着型通所介護	421,018 回	432,305 回	432,892 回
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	79 回	86 回	86 回
		介護予防訪問看護	85,291 回	89,802 回	92,957 回
		介護予防訪問リハビリテーション	33,743 回	34,537 回	34,766 回
		介護予防居宅療養管理指導	7,404 人	7,812 人	8,148 人
		介護予防通所リハビリテーション	14,700 人	15,072 人	15,372 人
		介護予防短期入所生活介護	4,075 日	4,478 日	4,612 日
		介護予防短期入所療養介護	518 日	551 日	551 日
		介護予防福祉用具貸与	96,996 人	102,876 人	108,288 人
		特定介護予防福祉用具販売	1,980 人	2,028 人	2,088 人
		介護予防住宅改修	2,772 人	2,856 人	2,928 人
		介護予防支援	116,436 人	123,744 人	130,296 人
地域密着型介護予防サービス	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	58 回	61 回	61 回
		介護予防小規模多機能型居宅介護	708 人	744 人	756 人

※1 1年間の利用量

※2 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、平成29年度に予防給付から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行した。

5 地域支援事業の事業量の見込み等

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業量の見込み

各年度における総合事業の種類ごとの事業量について、第7期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえ、以下のとおり見込みました。

① 介護予防・生活支援サービス事業

第7期中の実績や第8期プラン中に新設する予定のサービス※の今後の利用予測を踏まえ、以下のとおり見込みました。

(人)

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	介護型ヘルプサービス	3,179	3,121	3,006
	生活支援型ヘルプサービス	2,312	2,254	2,196
	支え合い型ヘルプサービス	289	405	578
	介護予防活動の場への外出支援サービス※	－	10	20
通所型サービス	介護予防型デイサービス	6,902	7,355	7,660
	短時間型デイサービス	531	654	792
	短期集中運動型デイサービス	152	245	352
介護予防ケアマネジメント		7,531	7,768	8,012

② 一般介護予防事業

全高齢者を対象に、介護予防の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防の取組への支援を行うとともに、以下のとおり身近な「通いの場（健康長寿サロン等）」の充実を図ります。

(箇所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「通いの場」の箇所数(累計)	980	1,010	1,040

(2) 包括的支援事業及び任意事業における事業量の見込み

被保険者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等に要する費用の適正化等に向け、主に以下の事業を実施します。事業量については、第7期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、以下のとおり見込みました。

① 地域包括支援センターの運営

高齢サポート（地域包括支援センター・市内61箇所に設置）は、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療の面から総合的に支援するための身近な相談先であり、京都市版地域包括ケアシステムにおける中核機関として、地域における様々な関係機関との連携のもと、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援します。

	令和元年度	令和5年度
個別ケースの地域ケア会議の開催回数	255 回	366 回
高齢サポートを認知している人の割合	55.0%	上昇

② 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携支援センター（市内 8 箇所に設置）の活動等を通じて多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組みます。

	令和元年度	令和5年度
在宅医療・介護連携支援センターの相談受付件数	1,057 件	1,300 件

③ 生活支援体制整備事業

「地域支え合い活動創出コーディネーター」（各区・支所単位に配置、計 13 名）の活動や「地域支え合い活動調整会議」での協議等を通じ、他分野の関係機関や企業等を含めた地域の多様な主体との連携・協働による、地域の特性に応じた生活支援サービスの創出を推進します。

	令和元年度	令和5年度
地域支え合い活動入門講座終了者数(累計)	1,534 人	2,100 人
地域支え合い活動調整会議を通じて支援した取組等の数(累計)	58	180

④ 認知症総合支援事業

認知症が疑われる人やその家族に早期にかかわり、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」（市内 8 箇所に設置）の活動を促進します。

また、認知症の方が行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期に発見できる仕組みの円滑な運用により、認知症高齢者の行方不明対応の更なる強化に取り組みます。

	令和元年度	令和5年度
京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」における事前登録者数	1,351 人	2,500 人
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合	90.5%	同水準を維持

⑤ 介護給付等費用適正化事業

国が示す給付適正化の主要5事業である認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・給付実績との縦覧点検及び介護保険給付費明細通知の送付を引き続き実施します。事業量については、過去の実績や点検対象の居宅介護支援事業所、高齢サポートの介護支援専門員等の人数を踏まえて、以下のとおり見込みました。

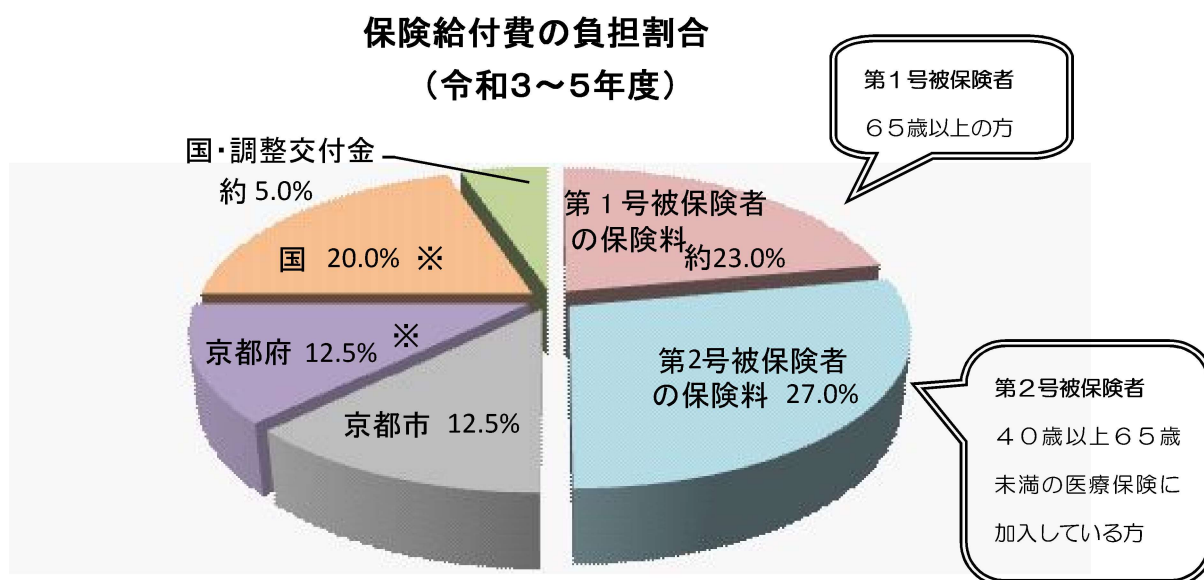
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査員現任研修受講者数	680人	680人	680人
委託先が実施する認定調査への同行回数	100回	100回	100回
点検を行ったケアプラン数	430件	430件	430件
医療情報の突合件数	19,000件	19,000件	19,000件
給付実績の縦覧点検件数	26,000件	26,000件	26,000件

《参考1》 第1号被保険者の介護保険料

1 第1号被保険者の介護保険料の負担の仕組み

介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の市民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、第8期プラン期間（令和3～5年度）は、第7期と同様に、保険給付費のうち第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合が約23%，第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）の負担割合が27%となる予定です。

第1号被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）は、市民に提供される総サービス量に基づき算定しているため、介護サービスが充実し、サービス利用が多い市町村ほど保険料が高く設定されることになります。



2 本市における保険給付費の状況及び第8期プランでの見込み

保険料算定の基礎となる第8期プラン計画期間中の保険給付費・地域支援事業費（第6章で見込んだ各サービスを利用させていただくために必要な費用）については、現時点では未確定な要素（コロナの影響、介護報酬改定等）が多く、正確な額をお示しできませんが、4,641億円程度となる見込みです。

	第8期計画（見込み）	第7期計画
保 険 給 付 費	4,422 億円程度	3,987 億円
地 域 支 援 事 業 費	219 億円程度	219 億円
合 計	4,641 億円程度 （第7期比 10%程度上昇）	4,206 億円

これまでの計画期間における給付費の状況は以下のとおりです。

第7期プラン計画期間においては、現在のところ、保険給付費はほぼ計画どおりに推移しています。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
保険料基準額(月額)	2,958 円	3,866 円	4,760 円	4,510 円	5,440 円	6,080 円	6,600 円
保険給付費(計画値)	1,568 億円	2,185 億円	2,508 億円	2,684 億円	3,191 億円	3,670 億円	3,987 億円
保険給付費(実績値)	1,687 億円	2,196 億円	2,344 億円	2,724 億円	3,183 億円	3,567 億円	-

3 第1号被保険者の保険料

第8期の保険料基準額(月額)は、次の方法により算定します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 23\% \text{ ※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 23\% \\ + \text{財政安定化基金拠出金} \text{ ※3} \\ - \text{介護給付費準備基金(積立金)取崩額} \end{array} \right) \div \text{補正後被保険者数} \div 12 \text{月} \text{ ※2}$$

※1 第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では23%となります。

※2 事業運営期間における各所得段階ごとの第1号被保険者数の見込数に、各段階の基準額に対する割合を乗じて得た人数を合計した数

※3 第8期における京都府介護保険財政安定化基金拠出金は0円

第8期保険料については、今後国で予定されている介護報酬改定等の影響により、変動が見込まれるため、現時点で具体的な算定を行うことはできません。

本市の第7期保険料は69ページのとおり設定しましたが、今後の国の動向に留意しつつ、これらの影響を踏まえ、第8期保険料の設定を行っていく必要があります。

【参考】第7期の第1号被保険者の保険料

所得段階区分				保険料率	保険料年額(月額)
第1段階	●本人が生活保護を受給している場合 ●本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が 市民税非課税である場合			基準額×0.3	23,760円(1,980円)
第2段階	●本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合(本人が単身の場合を含む。)	本人の前年中の課税年金収入額と前年の(※)合計所得金額から課税年金収入に係る所得を控除した額の合計額	80万円以下	基準額×0.43	34,056円(2,838円)
第3段階			80万円超120万円以下		
第4段階			120万円超	基準額×0.7	55,440円(4,620円)
第5段階	●本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税(減免前)課税者がいる場合	本人の前年の(※)合計所得金額	80万円以下	基準額×0.9	71,280円(5,940円)
第6段階			80万円超	基準額	79,200円(6,600円)
第7段階	●本人が市民税(減免前)課税の場合	本人の前年の(※)合計所得金額	125万円以下	基準額×1.1	87,120円(7,260円)
第8段階			125万円超190万円未満	基準額×1.35	106,920円(8,910円)
第9段階			190万円以上400万円未満	基準額×1.6	126,720円(10,560円)
第10段階			400万円以上700万円未満	基準額×1.85	146,520円(12,210円)
第11段階			700万円以上1,000万円未満	基準額×2.1	166,320円(13,860円)
			1,000万円以上	基準額×2.35	186,120円(15,510円)

※ 合計所得金額は、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額

《参考2》用語解説

用 語	説 明
カ 介護医療院 〔介護保険サービス〕	2018年度から新設される介護保険施設。主に長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設
介護給付費準備基金	市町村が設けることができる基金で、3年間の介護保険事業計画期間中、給付費が見込みを下回る場合は剰余金を積み立て、見込みを上回る場合は必要額を取り崩し、また、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり取り崩すことができるもの
介護支援専門員（ケアマネジャー）	要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する、介護保険法で定められた介護支援専門員証の交付を受けた者（要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう、各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行い、介護サービス計画（ケアプラン）等の立案を担う。）
介護予防・日常生活支援総合事業	2015年度の介護保険制度改正により創設され、訪問型サービスや通所型サービスを含む「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防教室などに取り組む「一般介護予防事業」とからなる。京都市では2017年4月から開始し、従来予防給付として提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、2017年度にそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行
介護予防活動の場への外出支援サービス	第8期プラン計画期間中に開始予定の、介護予防・日常生活支援総合事業の新規サービス。運動教室等の介護予防活動の場への外出支援を行う予定
介護離職ゼロ	介護サービスが利用できないこと等により、仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくすための政策
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設
介護老人保健施設 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、医学的管理の下における介護、看護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、居宅における生活への復帰を目指すとともに、自立した居宅での生活が継続できるよう支援する施設
看護小規模多機能型居宅介護 〔介護保険サービス〕	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせて療養上の管理の下で利用者に提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
キ 京都市居住支援協議会 （京都市すこやか住宅ネット）	不動産関係団体及び福祉関係団体の参画を得て、官民協働で、住宅と福祉の両面から、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向けた取組を進めるための住宅セーフティネット法に基づく協議会

用 語		説 明
ケ	ケアマネジメント	主に介護支援専門員や地域包括支援センター職員等がケアプランを作成する時に行われるもので、利用者の身体状態や環境等を把握し、生活する上での課題を分析し、課題の解決に向けてどのような取組が必要となるか、社会資源、利用者を取り巻く環境等も含めて総合的に検討し、ケアプランを作成するというプロセスを意味する。
コ	高齢サポート	本市における地域包括支援センターの愛称
	高齢者あんしんお出かけサービス事業	専用の端末を貸し出し、認知症の高齢者等の行方が分からなくなった際にGPS機能を利用して、居場所をお知らせするサービス。本サービスには、高齢者等が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険を付帯している。
サ	サービス付き高齢者向け住宅	2011年10月施行の改正高齢者住まい法により創設された、高齢の単身及び夫婦世帯が安心して生活できる、高齢者にふさわしい良好な居住環境と専門家による見守りサービス等を備えた賃貸住宅や有料老人ホームであり、都道府県知事、政令市又は中核市の長に登録したもの
	財政安定化基金	介護保険事業計画の見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付や貸付を行う、都道府県に設置された基金（財源は、国、都道府県、市町村（介護保険料）から1/3ずつ拠出し、一定の事由により市町村の介護保険財政に不足が生じた場合には、資金の交付又は貸付を行う。）
シ	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 〔介護保険サービス〕	利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせて利用者に提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
セ	成年後見制度	判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人など）の不動産や預貯金の管理、介護サービスや施設入所契約の締結などを支援する制度（同制度は、法定後見と任意後見の2つの制度に分けられる。また、法定後見制度には、本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。）
タ	第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（対象者の心身の状況に応じて、介護保険サービスや地域支援事業が利用できる。）
	第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（特定疾病が原因で支援や介護が必要な場合は、要介護認定を申請でき、要支援又は要介護に認定された場合は、介護保険サービスが利用できる。）
	ダブルケア	近年、晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親等の介護も同時に引き受けること（育児と介護のダブルケア）
	単身高齢者万一あんしんサービス	利用者から預かった費用により、利用者の死後、葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業
チ	地域介護予防推進センター	高齢者の介護予防の普及促進を図るために本市が委託運営している市内12箇所の拠点

用 語	説 明
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。改正社会福祉法（２０１８年４月施行）では、地域共生社会の実現に向け、地域住民や関係機関の相互協力が円滑に行われ、課題解決のための支援が包括的に提供される体制を整備していくことが市町村の努力義務とされている。
地域ケア会議	個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、地域における様々な課題を的確に把握し、対応を行うための連携体制を構築することにより、高齢者支援の社会基盤の整備等を目的とする、高齢サポート等が主催する会議（医療、介護や福祉の関係機関、民生児童委員等、地域で高齢者を支える様々な関係者が参加する。）
地域支え合い活動創出コーディネーター	高齢者を対象とする生活支援サービス等の体制整備の推進を目的とし、地域において、その提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。 本市では、「京都市地域支え合い活動創出事業」において、２０１６年５月から「地域支え合い活動創出コーディネーター」の配置や「地域支え合い活動調整会議」の開催を通じて、地域の住民団体、ボランティア団体等の多様な主体が生活支援サービスを提供することで多様な生活支援ニーズに応える体制づくりを進めている。
地域支援事業	２００６年４月施行の改正介護保険法により創設された、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、できる限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するための事業
地域包括ケアシステム	高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み
地域包括支援センター （愛称：高齢サポート）	高齢者に対する様々な支援を行うために本市が委託運営している、市内６１箇所の公的な相談窓口（同センターでは、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職員が連携して、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を一体的に実施している。）
地域密着型サービス 〔介護保険サービス〕	今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、２００６年４月施行の改正介護保険法により創設されたサービス
地域密着型特定施設入居者生活介護 〔介護保険サービス〕	特定施設として指定を受けた、要介護者専用で定員２９人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービス
調整交付金	保険給付において国が負担する２５％のうち、定率で交付される２０％を除いた残りの５％分の交付金（交付率は、年齢が高い高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第１号保険料の格差を調整するため、市町村ごとに異なる。）

用 語		説 明
テ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〔介護保険サービス〕	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護福祉士などが入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うとともに、看護師などが主治医の指示に基づき療養上の世話又は診療の補助を行うサービス
ト	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 〔介護保険サービス〕	特定施設として指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排泄・食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話などを行うサービス
ニ	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて区分した圏域。本市では、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区）を設定
	認知症カフェ	認知症の人やその家族・知人、医療・介護の専門職、地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気のもと、気軽に認知症の人やその家族同士の情報交換や専門職への相談など、認知症のことやその対応等についての理解を深めることができる場所。カフェごとに活動内容も多様であり、認知症の人と家族の会や長寿すこやかセンター、区社会福祉協議会、NPO法人など様々な機関・団体等が運営している。
	認知症サポート医	認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医の認知症診断等に関する助言や支援を行うほか、専門医療機関や高齢サポート等との連携の推進役になるとともに、かかりつけ医認知症対応力向上研修の企画・講師や認知症初期集中支援チームのチーム員医師となる医師
	認知症疾患医療センター（地域型）	本人・家族や介護事業者などから認知症に関する相談に応じる専門医療相談、画像検査等を基にした専門医による認知症の詳しい診断の実施と治療方針の決定、認知症とともに併発している疾病（合併症）への対応、地域の関係機関との連携、認知症初期集中支援チームへの医療的バックアップなどを行う専門医療機関
	認知症初期集中支援チーム	家族等からの相談を受け、在宅生活をしている認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援など初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うことにより認知症の早期発見と早期対応を目指して活動するチーム（医師（認知症サポート医）と医療・介護の専門職で構成されている。）
	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 〔介護保険サービス〕	認知症高齢者が共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
ホ	保険者機能強化推進交付金	自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するために2017年地域包括ケア強化法に基づき創設された交付金。 2020年度からは、この保険者機能強化推進交付金に加え、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する介護保険保険者努力支援交付金が創設された。

用 語		説 明
ヤ	ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている１８歳未満の子ども
ユ	有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴、排泄若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設（老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設を除く。）
ロ	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	運動器（筋肉、骨、関節等）が衰えて「立つ」、「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりの状態になってしまう、またはそのリスクが高い状態のこと

市民の皆様の御意見・御提言を大募集！

本市では「第8期京都市民長寿すこやかプラン（案）（京都市高齢者保健福祉計画／京都市介護保険事業計画）中間報告」について、市民の皆様からの御意見・御提言を募集しています。

【募集期間】

令和3年1月4日（月）～2月5日（金）必着

【応募方法】

郵送，持参，FAX，電子メールまたはホームページの御意見募集フォーム

※ 様式は自由ですが，必要に応じて裏面の記入用紙を御利用下さい。

※ 持参の場合は，下記提出先の開庁時間中（平日午前8時45分から午後5時30分）に御提出いただきますようお願いいたします。

【提出先・問合せ先】

京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課（管理担当）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル2階

電話：075-213-5871

FAX：075-213-5801

メール：kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

募集終了後に，お寄せいただいた御意見・御提言を集約し，京都市高齢者施策推進協議会において報告，協議するとともに，御意見・御提言に対する本市の考え方をとりまとめ，ホームページで公表いたします。御意見・御提言に対する個別の回答はいたしませんので，御了承ください。

なお，この意見募集により収集した個人情報につきましては，「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い，他の目的に利用することは一切ありません。

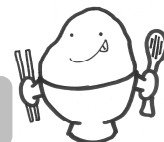
第8期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告への御意見・御提言

記入用紙（このままFAXで送れます）

FAX番号 075-213-5801

京都市保健福祉局介護ケア推進課（管理担当）行

中間報告に対する御意見・御提言など、自由にお書きください。



パブコメくん

【御意見・御提言記入欄】

御意見をまとめる際の参考とさせていただきますので、差し支えなければ下記の該当する項目に「○」を御記入ください。

年 齢 ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代
⑦70歳代 ⑧80歳以上

性 別 ①男性 ②女性 ③どちらでもない

居住地等 ①京都市在住 ②京都市内に通勤・通学（京都市在住を除く） ③左記①・②以外



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



令和3年1月発行
発行：京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課
京都市印刷物第 号